

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和4年12月8日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第53号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

第2 議案第54号 令和5年度における主要な教育課題について

報告事項

第1 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について(資料1)

第2 「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」について(資料2)

議案第53号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年12月8日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

1 理由

特別区人事委員会の勧告及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

2 改正概要

令和5年度以降の3月期末の期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等分配する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)のうち、基準日以前6月間(以下「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(支給日)</p> <p>第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。</p> <p>__ 6月に支給する期末手当にあつては6月30日</p> <p>__ 12月に支給する期末手当にあつては12月10日</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">欠勤等日数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">23日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の10</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23日以上33日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の90</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33日以上43日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の80</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">43日以上53日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の70</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">53日以上63日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の60</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">63日以上83日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の50</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83日以上103日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の30</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">103日以上</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の10</u></td> </tr> </tbody> </table>	欠勤等日数	割合	23日未満	<u>100分の10</u>	23日以上33日未満	<u>100分の90</u>	33日以上43日未満	<u>100分の80</u>	43日以上53日未満	<u>100分の70</u>	53日以上63日未満	<u>100分の60</u>	63日以上83日未満	<u>100分の50</u>	83日以上103日未満	<u>100分の30</u>	103日以上	<u>100分の10</u>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)のうち、<u>基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6月間(以下これらの期間を「支給期間」という。)</u>において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第14条 〔同左〕</p> <p>__ <u>3月に支給する期末手当にあつては3月15日</u></p> <p>__ 6月に支給する期末手当にあつては6月30日</p> <p>__ 12月に支給する期末手当にあつては12月10日</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">欠勤等日数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">割合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th style="text-align: center;">基準日が12月1日である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12日未満</td> <td style="text-align: center;">23日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12日以上17日未満</td> <td style="text-align: center;">23日以上33日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の90</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17日以上22日未満</td> <td style="text-align: center;">33日以上43日未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の80</u></td> </tr> </tbody> </table>	欠勤等日数		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	12日未満	23日未満	<u>100分の100</u>	12日以上17日未満	23日以上33日未満	<u>100分の90</u>	17日以上22日未満	33日以上43日未満	<u>100分の80</u>
欠勤等日数	割合																																
23日未満	<u>100分の10</u>																																
23日以上33日未満	<u>100分の90</u>																																
33日以上43日未満	<u>100分の80</u>																																
43日以上53日未満	<u>100分の70</u>																																
53日以上63日未満	<u>100分の60</u>																																
63日以上83日未満	<u>100分の50</u>																																
83日以上103日未満	<u>100分の30</u>																																
103日以上	<u>100分の10</u>																																
欠勤等日数		割合																															
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																																
12日未満	23日未満	<u>100分の100</u>																															
12日以上17日未満	23日以上33日未満	<u>100分の90</u>																															
17日以上22日未満	33日以上43日未満	<u>100分の80</u>																															

		$\frac{0}{0}$
$\frac{2}{2}$ 日以上 $\frac{2}{7}$ 日未満	$\frac{4}{3}$ 日以上 $\frac{5}{3}$ 日未満	$\frac{1}{0}$ $\frac{0}{7}$ $\frac{0}{0}$
$\frac{2}{7}$ 日以上 $\frac{3}{2}$ 日未満	$\frac{5}{3}$ 日以上 $\frac{6}{3}$ 日未満	$\frac{1}{0}$ $\frac{0}{6}$ $\frac{0}{0}$
$\frac{3}{2}$ 日以上 $\frac{4}{2}$ 日未満	$\frac{6}{3}$ 日以上 $\frac{8}{3}$ 日未満	$\frac{1}{0}$ $\frac{0}{5}$ $\frac{0}{0}$
$\frac{4}{2}$ 日以上 $\frac{5}{2}$ 日未満	$\frac{8}{3}$ 日以上 $\frac{1}{0}$ 3日未満	$\frac{1}{0}$ $\frac{0}{3}$ $\frac{0}{0}$
$\frac{5}{2}$ 日以上	$\frac{1}{0}$ 3日以上	$\frac{1}{0}$ $\frac{0}{1}$ $\frac{0}{0}$

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる場合における割合は、0とする。

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる場合における割合は、0とする。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6月間」とあるのは、「3月間」とする。
- 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

議案第54号

令和5年度における主要な教育課題について

上記の議案を提出する。

令和4年12月8日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

令和4年度の実績を踏まえ、令和5年度における各幼稚園・小中学校の教育方針、教育課程の編成及び具体的な教育活動に反映させるため、特に重点的に取り組むべき課題を決定する必要がある。

令和5年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

令和5年度重要課題

全ての幼児・児童・生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現と確かな学力の定着

- ・ 「指導の個別化」と「学習の個性化」による個別最適な学びの充実
- ・ 探究的な学習等を通じた協働的な学びの充実

読解力の向上

いじめ・不登校の対策強化

- ・ 児童・生徒の主体的な活動による、いじめの未然防止
- ・ 新たな不登校を生まない未然防止と段階的な学校復帰への支援

今日的な教育課題

- ・ S D G s と学習内容との関連を明確にした指導の充実 (E S D)
- ・ 情報モラル教育の充実
- ・ 非認知的能力を育む取組の推進

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」等に基づき、墨田区学習状況調査結果等进行分析し、課題解決を目指した授業改善を行い、「ふりかえりシート」等を活用して、学んだことをアウトプットするなど、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、「互いの考えを出し合って話し合ったり、集団の中で教え合ったりする」などの学び合い活動を充実させることで、思考力、判断力、表現力等の育成や学びに向かう力の涵養を図ること。
- ・ 児童・生徒の特性や習熟度に合わせた指導を徹底し(指導の個別化)、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い、学習内容の確実な定着を図ること。
- ・ 教員が児童・生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、児童・生徒自身の学習が最適となるよう調整が図れるようにすること(学習の個性化)。
- ・ 探究的な学習等を通じて、児童・生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考えが組み合わさるなど、よりよい学びが生み出されるようにすること(協働的な学び)。
- ・ 各教科等を通して文章を適切に読み、理解し、深く考える読解力の向上に資する取組を推進すること。
- ・ 学校図書館の積極的な活用を通して、読書習慣を形成するとともに、図書館の資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習等を通じて、情報収集能力や情報活用能力を高めること。
- ・ 学習指導要領に示す各教科等の目標や内容に照らして、観点別学習状況評価の観点の趣旨に基づき児童・生徒の学習状況を適正に評価すること。学習評価は、児童・生徒の学習改善につながるもの、教員の指導改善に生かせるものとし、指導と評価の一体化を実現していくこと。さらに、学習評価の妥当性や信頼性を高めるために、各学校で評価の方針を定めるとともに事前に十分に児童・生徒及び保護者に示すこと。さらに事後には、求めに応じて説明責任を果たすこと。
- ・ 幼稚園では、豊かな環境の下で、主体的な遊びや生活での様々な体験を通して非認知的能力を育むこと。小・中学校では、各教科等の学習を通して、学びに向かう力の涵養や自己有用感の向上、道徳性の育成など非認知的能力を育む中で、知・徳・体の調和のとれた資質・能力の育成を図ること。
- ・ 各学校は、持続可能な社会の創り手の育成を目指した教育(E S D)を推進し、日常の授業を通して児童・生徒のS D G s目標達成への意識を高めること。
- ・ 実生活、実社会における課題の解決に際して、各教科等で学んだことを活用しながら課題設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、S T E A M教育の基盤となる教科等横断的な探究的な学習を設定すること。
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、保護者の協力のもとタブレット端末を活用しながら家庭学習の習慣化を図ること。

- ・ 主権者教育について、中学生区議会の取組の成果を校内で報告する機会を設定するなど、よりよい社会の実現を視野に主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育むこと。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼児期から小学校への就学時の接続及び小学校から中学校の教科等の教育課程の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの学びの連続性を踏まえた指導や幼児・児童・生徒同士の交流及び教員同士の授業研究などの合同研修による連携・協働を進めること。
- ・ 中学校の通学区域で分かれている10のブロックごとに各種学力調査の分析結果を踏まえた目標を設定し、その達成を目指すこと。

(3) 幼保小中を通じての英語活動、英語教育の推進

- ・ 学校での英語活動、英語教育との連続性を踏まえ、園において、園児が英語に触れる機会を設定するとともに、幼保小中を通じて英語活動、英語教育の円滑な連携を図ること。
- ・ NT(ネイティブ・ティーチャー)を効果的に活用することなどにより英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーションの基礎となる資質・能力を身に付けること。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 各教科等を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。
- ・ 中学生の海外派遣事業による、外国の生徒との交流やホームステイ等をはじめとした外国での生活・文化交流を通して、将来、国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、参加生徒による帰国後の報告会等で派遣の成果を広めること。

2 豊かな心の育成と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育の充実と、幼児・児童・生徒の自尊感情を育み、自己肯定感及び意欲や探究心、粘り強さ、協同性等の「非認知的能力」を高める取組を推進すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や重要性について理解し、自分を大切にするとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表すことができるよう指導を行うこと。
- ・ 「特別の教科 道徳」において、物事を多面的・多角的に考え、議論する学習活動を展開し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、「道徳授業地区公開講座」等を通じて、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2) いじめ・不登校への対策強化

- ・ 墨田区いじめ防止対策推進条例や「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム(平成30年改定)」に基づき、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、常設の「学校いじめ対策委員会」等で組織的に対応することを通して、いじめの定義に基づき、軽微ないじめも見逃さず認知するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決に努めること。
- ・ 児童会・生徒会による取組などいじめ防止に関する児童・生徒の主体的な取組を支援し、日頃からいじめをしない、させない、許さないとの共通認識をもつよう徹底させるとともに、家庭や地域の理解・協力のもと、様々な教育活動の機会を捉えて、「やさしさ」や「思いやり」の心を育むなど、いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、「心の居場所」となり、児童・生徒が行きたいと思う魅力ある学校・学級づくりを行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の見られる児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校間で情報を共有し組織的に対応するとともに、SC(スクール・カウンセラー)やSSW(スクール・ソーシャル・ワーカー) 自立支援教室、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰や社会的自立に向けた支援を図ること。
- ・ いじめ・不登校等の早期発見・早期対応のための、一人1台端末を活用したSNS相談窓口、WEB健康観察システムの活用を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動の質と量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じた合理的配慮を提供すること。

- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、豊かな心の育成を図ること。
- ・ 外国につながる児童・生徒の文化的背景・生活習慣を十分に理解して指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター」と連携し日本語指導等の充実を図ること。

3 GIGAスクール構想による一人1台端末を活用した教育活動の充実

(1) 授業

- ・ 一人1台端末の活用を図るための「授業改善ロードマップ」を踏まえ、一人1台端末やICT機器を効果的に活用し、「わかる」、「できる」授業を展開すること。また、「すみだタブレットの日」を設定し、一人1台端末を活用した授業を保護者・地域に公開すること。

(2) 特別支援教育、日本語指導

- ・ 特別支援学級や特別支援教室、日本語指導等、個別に配慮を要する児童生徒の指導において、障害の特性に応じて音声教材を使用するなど一人1台端末を効果的に活用することにより、個別の課題に応じた指導の充実を図ること。

(3) 不登校支援

- ・ 一人1台端末を活用し、様々な事情により登校できない児童・生徒に対するオンライン等による学習習慣の確立、学びの保障を行うとともに、相談活動を工夫するなど、心のケアを行うこと。

(4) 家庭学習

- ・ 学習内容の定着を図るため宿題や予習、自習として個に応じた家庭学習の課題を提示するなど、家庭と連携して効果的な学習支援を行うこと。

(5) 感染症不安等、非常時にやむを得ず登校できない児童・生徒への学習保障

- ・ やむを得ず登校できない児童・生徒に対する一人1台端末を活用した健康観察やオンライン等による学習指導を行うなど、健やかな学びの保障と心のケアを行うこと。

(6) 情報モラル教育の充実

- ・ 区や学校が定めた利用のルールや約束を守る指導を徹底するとともに、「情報モラル指導モデルカリキュラム」や「SNS東京ノート」を活用した授業を行うことを通して、家庭と連携して児童・生徒が適切に情報を取り扱おうとする態度を育てること。

4 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念を取り入れ、学習指導要領の趣旨・内容を保護者や地域の方々と共有し、地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を推進すること。
- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を通じて、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。
- ・ 地域資源を活用した休日の部活動の地域移行に向けて、保護者、地域への意識啓発を図ること。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 防災に関するデジタル教材を活用した授業や避難訓練や中学校の普通救命講習等を体系的に位置付けて実施し、安全教育を通して「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を、児童・生徒の発達段階に応じて身に付けること。
- ・ 東日本大震災や風水害等の教訓を踏まえた防災教育の一環として、様々な危機的状況を想定した地域との連携による訓練を実施する等、学校としての災害対応能力、危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 「墨田区子ども読書活動推進計画(第4次)」に基づき、学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、児童・生徒の読書に親しむ習慣を形成すること。また、学習の基礎となる語彙力や表現力などの諸能力の育成につなげるようにすること。

5 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会後のレガシーの継承

- ・ オリンピック・パラリンピック教育で育んできたフェアプレー精神やボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての誇り、豊かな国際感覚などを基に、日常的な実践での健康増進に向けた取組や地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす取組など、共生社会の実現等に向けて推進してきた各学校(園)の特色ある教育活動をレガシーとして継続すること。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- ・ 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域にゆかりのある人物についての授業を通して、郷土への誇りや郷土愛を深めること。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や大空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

6 学校マネジメントの強化

(1) カリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 学校(園)で、各教科等の教育内容を学校(園)の教育目標、経営方針、研究主題等を柱として、その目標の達成に必要な教育の内容を総合的・横断的に配列していくこと。
- ・ 学校(園)で、教育内容の質の向上に向けて、幼児・児童・生徒の実態や各種調査データ等に基づき、教育課程を編成し、適切な実施及び評価を通じて常に改善を図り、教育課程の進行管理に努めること。
- ・ 学校(園)は、教育内容の充実を図るため、墨田区学校支援ネットワーク事業の活用など必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせしていくこと。

(2) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会に保護者や地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者や地域に対し目標を共有して協働活動を推進すること。
- ・ 学校(園)は、自己評価及び中間評価等の学校評価を実施し、結果や改善策を保護者や地域に示すなどして教育活動の改善・充実を図ること。
- ・ 学校(園)は、学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、学校関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。国型コミュニティ・スクールモデル校において、今後の移行に向けた検証に取り組むこと。

(3) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 校(園)長は、組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底すること。
- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンス(法令遵守)を徹底すること。

(4) 体罰や暴言、不適切な指導等の根絶

- ・ 学校(園)は、外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を定期的に見直すとともに、研修等で、体罰や暴言、不適切な指導等は人権侵害であるとの認識をもち、教員一人一人が体罰等を行わないと強く自覚し実践するよう徹底すること。

(5) 教員の人権感覚や人権意識、危機管理意識の向上

- ・ 学校(園)は、東京都教育委員会が作成する人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚や人権意識を高め、危機管理意識の向上を図ること。
- ・ 学校(園)は、貧困や虐待、ヤングケアラー等の問題について、早期発見・早期対応に努めるとともに関係機関との連携を迅速・的確に進めるなど、きめ細かく対応すること。

(6) 新しい生活様式による教育活動の推進

- ・ 学校(園)は、国や都のガイドラインや「墨田区立幼稚園、小・中学校感染症予防に対応した教育活動の基本方針」等に基づき、新しい生活様式による教育活動を工夫すること。基本的な感染症対策を継続的に実施するとともに、ICT機器等を効果的に活用して教育活動を行うなど、幼児・児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることや学びの保障を図ること。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 理由

特別区人事委員会の勧告及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

2 改正概要

勤勉手当の支給月数を引き上げる。

3 教育長の臨時代理

本件については、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正と併せて施行する必要があるが、当該条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、令和4年11月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

公布の日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(下線部分は改正部分)

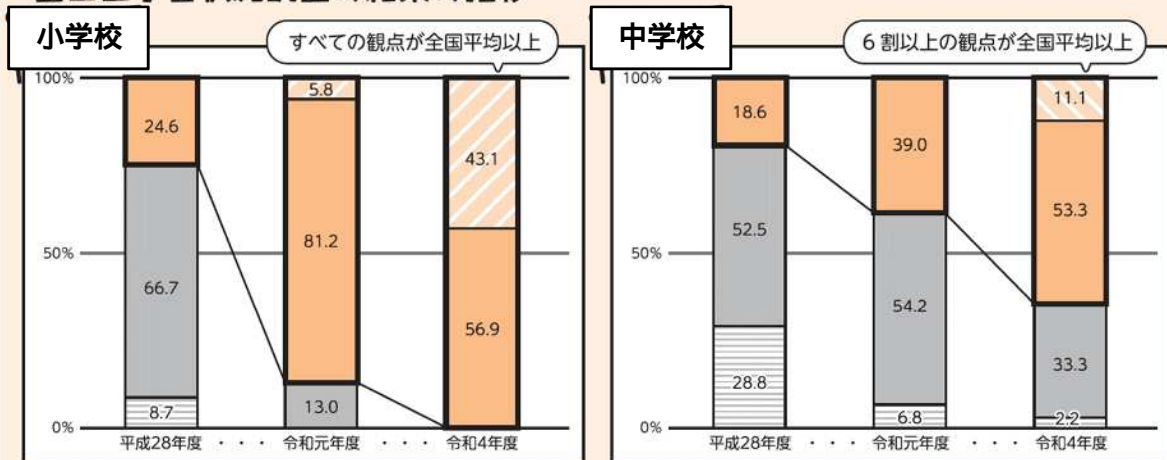
改正後	改正前
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の112.5</u> (条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>)</p> <p>再任用職員 <u>100分の55</u> (条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>)</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の102.5</u> (条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の122.5</u>)</p> <p>再任用職員 <u>100分の50</u> (条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の60</u>)</p> <p>2・3 [略]</p>

付則

この規則は、公布の日から施行する。

第2次計画(令和2年度~令和4年度)の成果

墨田区学習状況調査の結果の推移



墨田区学習状況調査では、各学年・教科・観点(「知識・技能」や「思考・判断・表現」などの項目)別に平均正答率を算出しています。表の数値は、右の4つの区分に分けた割合を示しています。

- 斜線：墨田区の平均正答率が全国の平均正答率より5ポイント以上高い
- オレンジ：墨田区の平均正答率が全国の平均正答率以上
- グレー：墨田区の平均正答率が全国の平均正答率より低い
- 白：墨田区の平均正答率が全国の平均正答率より5ポイント以上低い

教育広報「いきいき」第163号 令和4年10月号から一部抜粋

第3次計画(令和5年度~令和7年度)の基本方針

児童・生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養うために、次のア~エの方針に基づき、学力向上を推進する。

- ア 児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。【新規】
- イ 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。
- ウ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。
- エ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

今後のスケジュール

12月中に各学校に周知する。
 令和5年1月の教育課程説明会で理解促進を図る。
 各学校が作成する令和5年度の教育課程に位置付け、着実に推進する。

具体的な取組

ア 児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。

- 探究的な学習の推進【新規】
 - 各教科等の指導におけるICT活用の促進
 - 校務のICT化による教育の質の向上
 - 授業スタイルの確立・実施
 - 学校図書館司書と連携した読書活動の推進
- 自分の考えを記述する教材の活用【充実】
- 放課後の補習の充実【充実】

イ 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。

- 墨田区学習状況調査の実施
- 墨田区学習状況調査結果を活用したPDCAサイクルの確立
- 全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施
- 学力向上委員会の設置及び学力向上委員長の指名
- 墨田区教育研究奨励事業の実施

ウ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。

- 学習指導力の向上を図る研修の実施
- 経験年数や教育課題に対応した研修の実施
- 習熟度別指導・少人数指導の実施
- 各教科等の学習における図書館利用の推進
- 学力向上プランの作成・実施
- 学習内容を定着させるための教材の活用
- 指導のポイントの作成・活用
- 教育研究所ニュースの発行・活用
- 学習意欲に関する共同研究の成果に基づいた取組
- 幼保小中一貫教育に関する学習指導の取組
- 学校支援ネットワーク事業の実施

エ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

- 放課後子ども教室における学習支援
- 家庭と地域の教育力充実事業の実施
- P T Aとの連携事業の実施
- すみだチャレンジ教室の実施
- 家庭学習の充実
- 小学校すたーとブック・中学校入学プレブックの配布

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）
（令和5年度～令和7年度）

令和4年10月
墨田区教育委員会

目 次

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	2
2 本計画の位置付け	3
3 計画の期間	3

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）

1 基本方針	5
2 目標	
(1) 長期目標	7
(2) 短期目標	8
3 基本方針に沿った具体的な取組	
(1) 取組体系図	11
(2) 具体的な取組	12

前計画の検証

1 目標の達成状況	
(1) 長期目標	37
(2) 短期目標	39
2 基本方針に基づいた取組の検証	
ア 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。	42
イ 全ての教員は、よりよい授業の実現を目指す。	43
ウ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。	47
3 成果及び課題（総括）	51

参考資料 墨田区学力向上新3か年計画（第3次）策定に関するアンケート	52
---	----

計画の策定にあたって

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領は、小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から全面実施された。時を同じくして策定された、墨田区学力向上新 3 か年計画（第 2 次）は、令和 2 年度から令和 4 年度までを期間とした計画であり、現行の学習指導要領の理念を盛り込んだ内容となっている。

文部科学省から保護者に向けた学習指導要領のリーフレットには、改訂に込められた思いとして以下のように書かれている。

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていききたい。

このような思いを実現するために、学校・家庭・地域の間には協働・連携して児童・生徒の豊かな教育環境を形成していくことが共有された。

墨田区では毎年学習状況調査を実施し、その調査結果を基に、教育委員会は施策を立案して具体的な事業を実施し、学校は学校環境を改善し、授業改善の方略を実践・検証することで、児童・生徒の学力向上を図っている。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策のために令和 2 年 3 月から区立全小・中学校は臨時休業になった。分散登校を経て登校が再開された後も、対策を講じ、内容を制限して教育活動が実施された。そのような状況でも、児童・生徒の夢と希望を実現するために、教員をはじめとする教育関係者はできることを探して最善を尽くした。

墨田区では「子どもたちの夢と希望の実現」を合言葉に、墨田区学習状況調査の調査結果に基づき具体的な事業を展開している。教育社会学では、児童・生徒の社会経済的背景を S E S (Socio-Economic Status) と呼び、学力との関係を統計分析し、相関関係があることを明らかにしている。しかし、貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の夢と希望を実現し、誰もが活躍できる社会を形成することは喫緊の課題である。それは、「誰一人取り残さない - No one will be left behind」という理念を掲げた持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にもつながる。

O E C D (経済協力開発機構) は、家庭の S E S が下位 25% であっても学力が上位 25% の児童・生徒をレジリエント生徒 (Resilient Student) という。レジリエント生徒の特長は、学校での教育活動への準備を怠らないところ、勤勉であるところ、自尊感情や自己有用感が高いところである。レジリエント生徒の育成には、教員の信念、活動計画、指導方法の順に影響があることが明らかになっており (Hattie, 2017) 具体的には、次の項目について統計的に有意な差がある。

<p>前提となる教員の信念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私語をしない、話をしている人の方を向いて聞く、聞き手に向かって話をする、授業開始のチャイムを守る等、学習規律の維持を徹底する。 ・児童・生徒のよいところを認めて励ます。 ・学習内容の分からないところについて分かるまで教える。 ・家庭学習の宿題を出す。
<p>活動計画段階（マクロな視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習内容の定着に課題がある児童・生徒に少人数指導を行う。 ・発展的な学習の指導をする。 ・小・中学校が連携して、教科の教育課程を接続した授業を実践する。 ・地域の人材を外部講師として招聘した授業を行う。 ・図書館や科学館、博物館、動物園、美術館等を利用した授業を行う。 ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えさせるような指導を行う。 ・将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をする。
<p>指導方法の実際（ミクロな視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の中で目標（めあて・ねらい）を示す活動を計画的に取り入れる。 ・本やインターネットなどの資料の調べ方が身に付くように指導する。 ・自分の考えを相手にしっかり伝えさせ、相手の考えを最後まで聞かせる話し合い活動を設定する。 ・自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書かせる指導をする。 ・資料を使って発表ができるよう指導する。 ・授業の最後に学習したことを振り返る活動をする。

このような効果的な知見を援用して学校教育を取り巻く環境を構築し、児童・生徒の学力を向上させることが、児童・生徒の夢と希望を実現することになる。

前計画では、「学校の組織的な取組」「教員の学習指導力の改善」「学校・家庭・地域の連携」をテーマに更なる学力向上を目指し、一定の成果が得られた。

第3次計画では、第2次計画の考え方を継承しつつ、児童・生徒の夢と希望の実現に向け、基本方針に「児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む」を加え、更なる学力向上を目指す。

2 本計画の位置付け（教育委員会の他の計画との関係）

本計画は、「知（確かな学力）」に関する理念を具現化するための計画であり、「墨田区教育施策大綱」「すみだ教育指針」を踏まえて、本計画を策定する。策定にあたっては、学識経験者、小・中学校長代表、教育委員会事務局で策定検討会を組織して議論を重ね、学力向上推進会議で幼稚園、小学校、中学校の保護者からの意見も聴取する。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和7年度までとする。

墨田区学力向上新3か年計画(第3次)

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）

1 基本方針

すみだ教育指針では、墨田区教育委員会教育目標を達成するために、「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」という3つの資質・能力を育成することを重点としている。変化の激しいこれからの社会を生きるためには、いまだここにはないものを学ぶ(Learning what is not yet there)という創造的な学びのスタイルが大切であり、児童・生徒にはこれら3つの資質・能力を携えた自らの学習を調整する自律性が求められる。

このような学習を実現するためには、探究的な学習をより一層推進する必要がある。探究的な学習は、総合的な学習の時間において、「課題の設定 情報の収集 整理・分析 まとめ・表現」という探究のプロセスが明示され、学習活動を発展的に繰り返していくことが求められてきた。このような探究的な学習に取り組んでいる児童・生徒は、OECDが実施するPIISA調査や全国学力・学習状況調査の調査結果の正答率が高い傾向にあることが明らかになっている。また、意欲や探究心、粘り強さ、自制心、協同性や社交性などの非認知的能力の向上も期待される。

探究のプロセスの「課題の設定」においては、地域の教材や学習環境を取り入れ、学校独自の特色ある教育活動を創造することが重要である。地域社会に関する課題を設定することで、児童・生徒が自己の生き方を考えたり、社会に参画する能力を身に付けたりし、自己のキャリア形成の素地を養いたい。

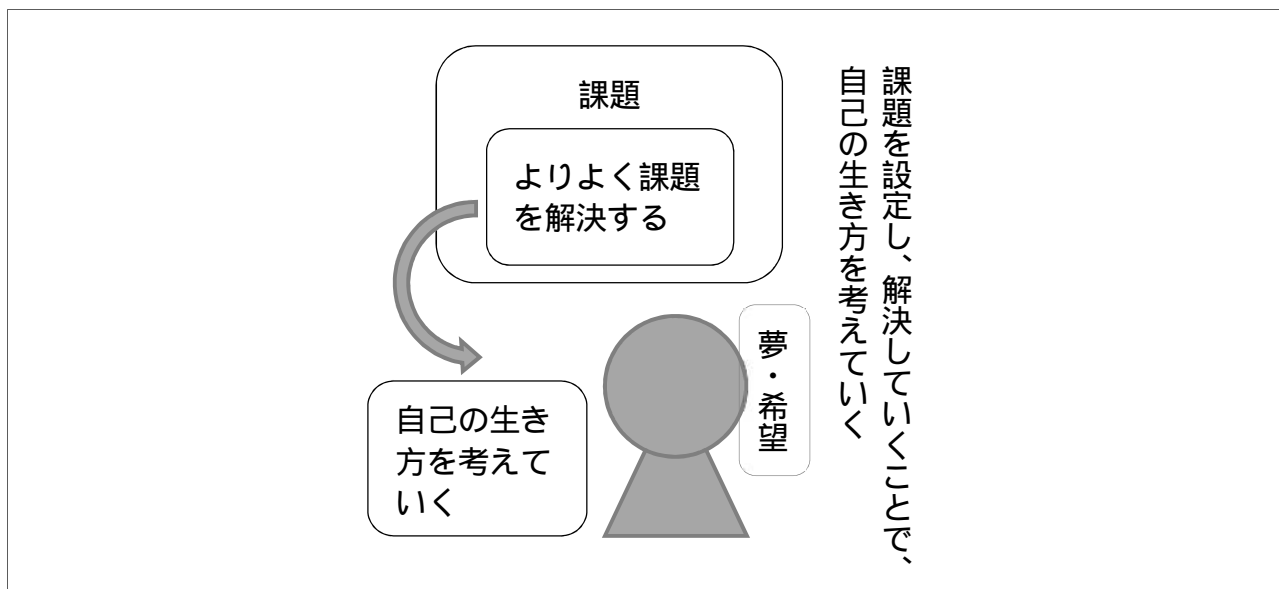


図 探究的な学習の実現イメージ

探究的な学習を実現するためには、時間割の弾力的な編成や合科的・関連的な指導の規定等を踏まえ、教科等の学習を授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成し、教育活動の全体を通して児童・生徒の学習機会がより効果的・効率的なものとなるようにしていくことが重要である。また、探究的な学習において最も重要なのは、児童・生徒による

探究の計画立案過程である。教師から導かれる探究の計画ばかりでは、真に自律的に学習する力や批判的思考力、探究の手續に関する知識を身に付けることはできない。そこで、学校図書館の情報センターとしての機能を活用し、書籍、新聞、インターネットにより既知情報を検索するなど、学校図書館の探究活動の場としての役割を期待する。その際、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導することが重要である。このような背景を基に、基本方針には「ア 児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。」を新たに設定し「学習の個性化」を図る。

前計画では、学習指導要領の改訂に伴い、児童・生徒に育成すべき資質・能力の3つの柱を基本方針に定めて、学力向上に組織的に取り組むこと、よりよい授業を提供すること、家庭や地域と連携することで、一定の成果を上げることができた。

今後、「思考力・判断力・表現力等の育成」や「学びに向かう力の涵養」についても更に充実を図り、更なる学力向上を目指していく必要がある。

以上のことから、本計画の基本方針を次のとおりとし、教育委員会は、児童・生徒の学力向上のための環境を整備する。

「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」における基本方針

児童・生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養うために、次のア～エの方針に基づき、学力向上を推進する。

ア 児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。

イ 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。

ウ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。

エ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

2 目標

平成 27 年度に策定した「墨田区学力向上新 3 か年計画（平成 28 年度～平成 30 年度）」では、「長期目標」と「短期目標」を設定した。「長期目標」については、令和元年度に策定した「墨田区学力向上新 3 か年計画（第 2 次）（令和 2 年度～令和 4 年度）」においても引き継がれた。

(1) 長期目標

前計画における長期目標を、本計画でも引き継ぐ。

長期目標 1：「墨田区学習状況調査」の意識調査における「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒数」の割合を、次のとおり増加させる。

学年	平成 27 年度	令和元年度	令和 4 年度	令和 7 年度目標
小学 6 年生	6 1.5 %	6 6.7 %	6 3.2 %	7 0 %
中学 3 年生	4 8.8 %	5 6.0 %	6 1.4 %	6 0 %

長期目標 2：「墨田区学習状況調査」における「D・E 層（学力低位層）の児童・生徒」の割合を、次のとおり減少させる。

学年	教科	平成 27 年度	令和元年度	令和 4 年度	令和 7 年度目標
小学 6 年生	国語	3 3.3 %	2 9.3 %	2 9.4 %	2 5 %
	社会	4 8.4 %	3 1.5 %	3 0.0 %	3 0 %
	算数	3 9.4 %	3 2.7 %	2 7.7 %	2 5 %
	理科	3 7.5 %	3 5.5 %	2 8.1 %	3 0 %
	英語	—	—	1 4.6 %	3 0 %
中学 3 年生	国語	3 5.1 %	3 2.2 %	2 7.7 %	2 5 %
	社会	5 4.4 %	4 8.4 %	4 5.4 %	3 5 %
	数学	3 9.8 %	3 8.9 %	4 2.3 %	3 0 %
	理科	5 2.9 %	4 9.1 %	4 8.0 %	3 5 %
	英語	3 8.6 %	3 6.7 %	3 7.6 %	3 0 %

D・E 層（学力低位層）については、38 ページ参照

(2) 短期目標

「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」における基本方針では、児童・生徒の学力向上のために、「基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「自ら進んで学びに向かう力を養うこと」の実現を目指している。これらの実現状況をみるために、令和7年度までに達成を目指す短期目標を、次のとおり設定する。

短期目標1:「墨田区学習状況調査」における「D・E層(学力低位層)の児童・生徒」の割合を、次のとおり減少させる。

令和4年度

	国語	社会	算数・数学	理科	英語
中3	27.7%	45.4%	42.3%	48.0%	37.6%
中2	22.0%	42.7%	34.0%	44.4%	35.6%
中1	31.7%	47.2%	23.4%	33.4%	14.8%
小6	29.4%	30.0%	27.7%	28.1%	14.6%
小5	21.8%	28.2%	27.8%	29.5%	-
小4	26.9%	31.0%	23.3%	29.0%	-
小3	19.5%	-	16.0%	-	-
小2	15.6%	-	14.3%	-	-



令和7年度目標

	国語	社会	算数・数学	理科	英語
中3	25%	35%	30%	35%	30%
中2	20%	35%	30%	40%	35%
中1	25%	35%	30%	35%	25%
小6	25%	30%	25%	30%	30%
小5	20%	25%	25%	25%	-
小4	20%	25%	20%	25%	-
小3	15%	-	15%	-	-
小2	15%	-	10%	-	-

中3と小6は、長期目標の値である。は、前計画において短期目標を達成することができなかった学年・教科であり、これらは前計画の値を引き継ぐ。

それ以外の学年・教科は短期目標を達成したため、より高い目標値を設定する。

学力低位層であるD・E層の割合は減少傾向にあるものの、前計画の短期目標を達成することができなかった学年・教科があったことから、本計画においても、D・E層の割合の減少に関する目標を設定する。

短期目標 2 : 「全国学力・学習状況調査」における全ての教科の平均正答率を、全国（公立）の平均正答率以上とする（小6・中3）

区平均正答率を全国平均正答率と比較したときの値

・小学校第6学年

教科		平成28年度	令和4年度	令和7年度目標
1 国語	国語A	- 1.5ポイント	+ 4.4ポイント	+ 5ポイント
	国語B	- 1.7ポイント		
1 算数	算数A	- 1.6ポイント	+ 3.8ポイント	+ 5ポイント
	算数B	- 1.9ポイント		
理科 ²		(平成27年度) - 1.8ポイント	+ 2.7ポイント	+ 3ポイント

・中学校第3学年

教科		平成28年度	令和4年度	令和7年度目標
1 国語	国語A	- 0.2ポイント	0.0ポイント	+ 1ポイント
	国語B	+ 1.6ポイント		
1 数学	数学A	- 1.2ポイント	- 0.4ポイント	0ポイント
	数学B	- 1.0ポイント		
理科 ²		(平成27年度) - 2.4ポイント	+ 0.7ポイント	+ 1ポイント
英語 ³		-	(令和元年度) + 1.0ポイント	(令和5年度目標) + 3ポイント

1 国語及び算数・数学は、平成30年度まではA問題（主として「知識」に関する問題）B問題（主として「活用」に関する問題）が出題されており、平成31年度からは、A問題とB問題をまとめ、知識と活用を一体的に問う問題となった。

2 理科は、平成24年度から実施されており、3年に1回程度実施する予定である。

3 英語は、令和元年度から3年ごとに実施の予定であるが、令和4年度は未実施で令和5年度に実施の予定である。

知識と活用を一定的に問う「全国学力・学習状況調査」では、全ての小問が「活用に関する問題」となっていることから、「思考力・判断力・表現力等を育む」ことに関する達成状況は、「全国学力・学習状況調査」を軸に目標として設定する。令和4年度に令和7年度の目標を達成した小学校理科、中学校国語、中学校理科については、令和7年度の目標をそれぞれ1ポイント上方修正した。

短期目標3：「墨田区学習状況調査」の意識調査において、「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童・生徒の割合を増加させ、「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童・生徒の割合を減少させる。

・「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童・生徒の割合

学年	平成28年度	令和4年度	令和7年度目標
小6	66.8%	63.7%	80%
中3	47.4%	59.7%	65%

・「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童・生徒の割合

学年	平成28年度	令和4年度	令和7年度目標
小6	15.2%	15.7%	8%
中3	19.4%	11.5%	10%

(参考) 令和4年度「墨田区学習状況調査」の意識調査における「勉強する機会(家で週にどのくらいの日数勉強するか)」と「平均正答率」の相関

	ほぼ毎日 勉強する	週4～5日 勉強する	週2～3日 勉強する	ほとんど 勉強しない
墨田区立 小学校6年生	78.8%	73.6%	67.0%	60.4%
墨田区立 中学校3年生	64.6%	60.4%	50.7%	47.9%

自ら進んで学びに向かう力を養うために、家庭での学習習慣の確立に関する意識調査の調査項目について、目標として設定する。

3 基本方針に沿った具体的な取組

(1)取組体系図

庶：庶務課 室：指導室 地、地教：地域教育支援課
 研、研究所：すみだ教育研究所 図：ひきふね図書館

具体的な取組	所管	ページ
ア 児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。		
探究的な学習の推進【新規】	指導室	12
各教科等の指導におけるICT活用の促進	室・研	13
校務のICT化による教育の質の向上	庶・研	14
授業スタイルの確立・実施	指導室	15
学校図書館司書と連携した読書活動の推進	室・図	16
自分の考えを記述する教材の活用【充実】	研究所	17
放課後の補習の充実【充実】	研究所	18
イ 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。		
墨田区学習状況調査の実施	研究所	19
墨田区学習状況調査結果を活用したPDCAサイクルの確立	研究所	20
全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施	研究所	21
学力向上委員会の設置及び学力向上委員長の指名	研究所	22
墨田区教育研究奨励事業の実施	指導室	23
ウ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。		
学習指導力の向上を図る研修の実施	指導室	23
経験年数や教育課題に対応した研修の実施	指導室	24
習熟度別指導・少人数指導の実施	指導室	25
各教科等の学習における図書館利用の推進	指導室	25
学力向上プランの作成・実施	研究所	26
学習内容を定着させるための教材の活用	研究所	27
指導のポイントの作成・活用	研究所	28
教育研究所ニュースの発行・活用	研究所	28
学習意欲に関する共同研究の成果に基づいた取組	研究所	29
幼保小中一貫教育に関する学習指導の取組	研究所	30
学校支援ネットワーク事業の実施	地教	31
エ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。		
放課後子ども教室における学習支援	地教	31
家庭と地域の教育力充実事業の実施	地教	32
P T Aとの連携事業の実施	地・研	33
すみだチャレンジ教室の実施	研究所	33
家庭学習の充実	研究所	34
小学校すたーとブック・中学校入学プレブックの配布	研究所	35

(2) 具体的な取組


ア 児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。

探究的な学習の推進（指導室）

探究的な学習を推進し、思考・判断・表現の過程において思考力・判断力・表現力等や、意欲や探究心、粘り強さ、自制心、協同性や社交性などの非認知的能力を育成する。

探究的な学習を推進するには、教科等横断的な学習を実現するために、時間割の弾力的な編成や合科的・関連的な指導の規定等を踏まえ、総合的な学習の時間や特別活動をはじめ、教科等の授業時数を効果的に組み合わせた柔軟な教育課程を編成し、教育活動の全体を通して児童・生徒の学習機会を創出する。

教育課程を編成する際には、地域の教材や学習環境を取り入れるなど学校独自の特色ある教育活動を創造する。幼稚園、小学校、中学校が連携した地域社会に関する課題を設定し、地域住民や保護者の人材を活用するなどし、児童・生徒が自己の生き方を考えたり、社会に参画する能力を身に付けたりし、自己のキャリア形成の素地を養う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・学校は、学校独自の特色ある教育活動を通して探究的な学習を推進するための教育課程を編成	実施	実施	実施
			


(参考) 思考・判断・表現の過程（学習指導要領解説総則編より）

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

各教科等の指導におけるICT活用の促進（指導室・すみだ教育研究所）

タブレットを活用した学習を通して、情報と情報技術を適切に活用する知識及び技能を習得し、問題解決や探究的な学習における情報を活用する力を育む。


学校は、「すみだGIGAスクール構想授業改善ロードマップ」に基づき、各教室に整備されたICT機器や児童・生徒一人1台のタブレット端末を効果的に活用してよりよい授業を行う。また、学校は、「すみだタブレットの日」を教育課程に位置付け、タブレット端末を効果的に活用した教育活動を積極的に保護者や地域に公開する。教育委員会は、特別支援教育を含め、教員の指導力向上に向けた研修や情報提供、学校訪問時の指導・助言等を行い、効果的な記憶定着のためのデジタル教材を整備し、授業支援アプリに授業や家庭学習等で活用可能な教材等を収納する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール授業研究員制度の実施及びすみだGIGAスクール構想授業改善ロードマップに基づいたICT機器の効果的な活用についての授業開発 ・「すみだタブレットの日」の実施・管理・デジタル教材の整備 ・授業支援アプリの活用 	実施	実施	実施
			
	学校サポート訪問等における教育活動への指導・助言 「すみだタブレットの日」の実施 授業改善を図るための授業方法や授業等に役立つコンテンツの整備		

校務のICT化による教育の質の向上（庶務課・すみだ教育研究所）

個人学習プロフィールに記載された児童・生徒の学習状況をもとに、一人ひとりの理解度に合わせて学習内容を調整し、適切な学びの機会を提供することで、児童・生徒の主体的に学習に取り組む態度を育む。

各教室に大型提示装置や教員・児童・生徒用タブレット端末等のICT機器を整備（更新）し、ICT支援員を配置することでICTを有効に活用できる環境を整える。学校は、校務支援システムで個々の児童・生徒の学習状況を「個人学習プロフィール」に記載し、次年度の担当教員に引き継ぐ。次年度の担当教員は、「個人学習プロフィール」を参考にし、個に応じた指導に役立てる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を全小・中学校に整備 ・ICT支援員の派遣 ・区学力調査で明らかになった児童・生徒の学習状況を個人学習プロフィールに記載 ・現行のICT研修の検証及び新たな研修（GIGAスクールマネジメント研修会）の枠組みの構築 	実施	実施	実施
			
	教育DX推進による教員の業務軽減 機器操作マニュアル等の整備充実、ICT支援員によるサポート ICTの有効活用に関する事例の共有 ICT活用のための研修会の実施		

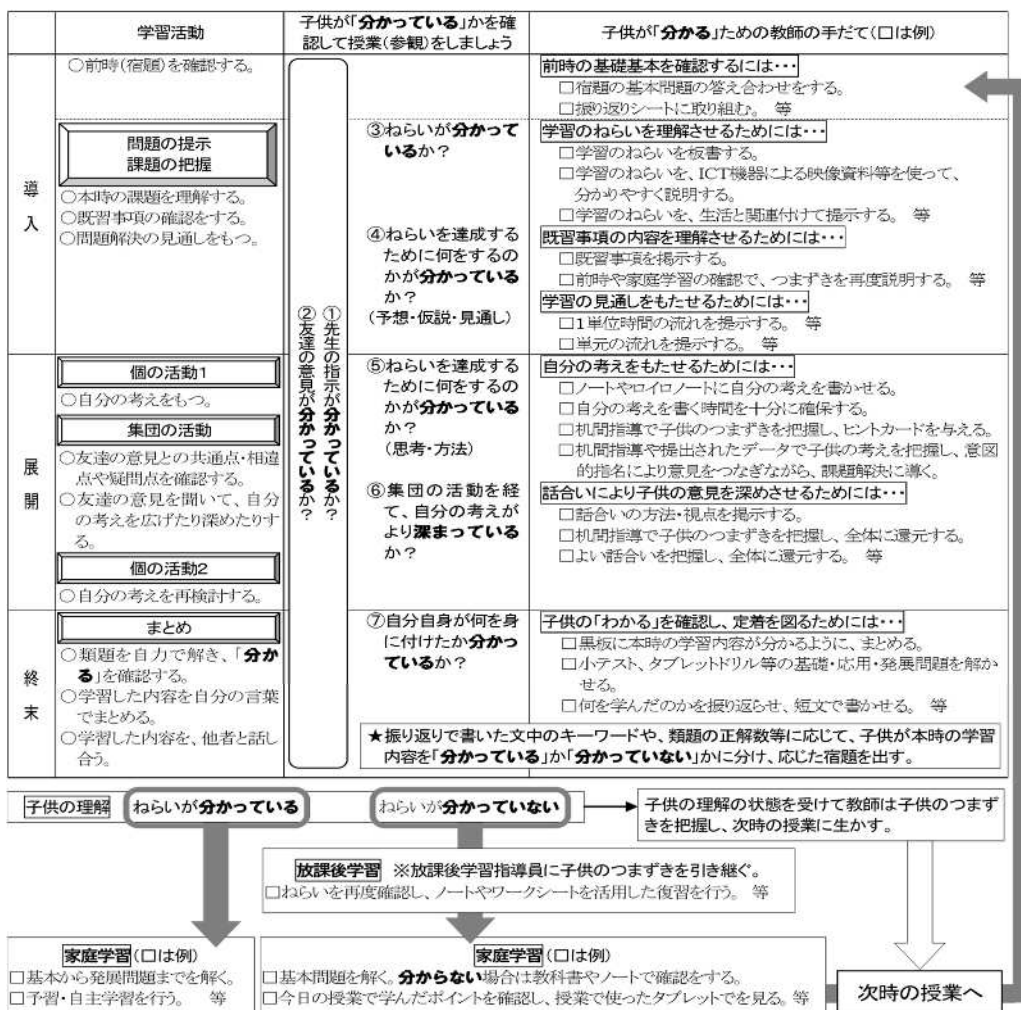
授業スタイルの確立・実施（指導室）

課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現という探究のプロセスを重視した学習を通して、情報活用能力や問題発見・解決能力を育む。

教育委員会は、墨田区の全教員が授業で取り入れていく指導方法「墨田区教師の授業スタイル」を各学校へ提示し、サポート訪問で指導主事は、本資料に基づき指導・助言する。また、1年から3年次研修及び中堅教諭等資質向上研修における教育アドバイザーによる授業指導においても本資料に基づき指導・助言する。授業のはじめに学習することを明確にすること、児童・生徒が考え、主体的に学び、対話する時間を確保し、授業の最後に学習したことを一人ひとりが振り返ることを明示し、授業改善、教員の学習指導力の向上を図る。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「墨田区教師の授業スタイル」の記載内容の 検討・作成・活用	実施	実施	実施
	リーフレットの配布		
各学校での OJT や校内研究授業の際に、「墨田区教師の授業スタイルチェックシート」を活用し、教員の学習指導力向上を図る。			

(参考)「墨田区教師の授業スタイルチェックシート」より



学校図書館司書と連携した読書活動の推進（指導室・ひきふね図書館）

図書館資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習を通じて、児童・生徒が主体的に考え、判断し、表現する力を育む。

（ア）図書館を使った調べる学習コンクールへの参加促進及び支援

児童・生徒自身が立てた問いについて、図書、インターネット、インタビュー等から得られた情報をまとめ、「図書館を使った調べる学習」の取組の過程の中で、児童・生徒には、「情報を活用する力」、「情報リテラシー」が育まれることが期待できる。本コンクールへの参加を各学校、保護者等に積極的に促すとともに、保護者向け説明会や応援講座、個別相談会の開催により参加者等への支援を行う。また、取組の過程で必要となる図書の選定（レファレンスサービス）等の支援も学校と区立図書館が連携して行う。

（イ）授業における学校図書館の支援

学校図書館の全体計画及び年間指導計画に基づき、情報・学習センター機能を促進するとともに、学校図書館司書は授業において学校図書館を活用した調べ学習を行う際の環境整備を行う。また、各学校は、秋の読書月間を設定し、学校図書館司書と連携することで学校図書館の読書センター機能を充実させる。

（ウ）団体貸出

児童・生徒が学習内容を理解する・深めることを支援するため、授業中又は授業後に活用することのできる参考図書のセット貸出を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（ア）図書館を使った調べる学習コンクールへの参加促進及び支援	実施	実施	実施
（イ）授業における学校図書館の支援、秋の読書月間の設定			
（ウ）団体貸出			



（参考）不読率の推移（「1か月に何冊くらい本を読みますか」に「全く読まない」と回答した児童・生徒の割合【％】） 令和6年度は墨田区読書計画の目標値


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
中3	32.7%	28.8%	29.8%	26.0%	14.3%
中2	21.6%	27.9%	22.7%	23.2%	11.5%
中1	20.5%	23.6%	19.7%	24.7%	10.3%
小6	20.9%	18.1%	20.1%	22.4%	11.6%
小5	16.8%	19.1%	16.0%	20.1%	9.1%
小4	18.6%	19.8%	17.6%	20.1%	11.3%
小3	18.0%	19.3%	19.8%	19.5%	12.1%

自分の考えを記述する教材の活用（すみだ教育研究所）

学校図書館司書と連携し、新聞や雑誌、本などの書誌情報を活用した学習を通して、テキストを評価し批判的に読むことや自分の感じたことや考えたことを簡潔に表現するなどの読解力を育む。

OECDによるPIISA調査では、義務教育修了段階において、子どもが自らの将来の生活に関係する課題を積極的に考え、知識や技能を活用する能力をリテラシーとして測定しており、墨田区立学校の児童・生徒の課題は、質と信ぴょう性を評価したり、内容と形式について熟考したり、矛盾を見つけて対処したりする「評価し、熟考する」フェーズであることが、千葉大学教育学部の分析から明らかになっている。また、全国学力・学習状況調査には、知識及び技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のために構想を立てて、実践し評価・改善する力に関する問題が出題されている。

教育委員会は、「自分の考えを記述する問題」を授業支援アプリに収納する。学校は、「自分の考えを記述する問題」を活用することで、児童・生徒の読解力、英語による双方向でのコミュニケーション能力、思考力・判断力・表現力等を育成する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、大問ごとに切り分けた区や国の調査問題や国の類似問題を提供 ・時事問題に精通し読解力を向上させる教材を提供 ・英語による双方向でのコミュニケーション能力の育成に関する演習問題を提供 ・リテラシーを育成するための演習問題を開発・実装 ・学校は、教育委員会が提供した「自分の考えを記述する問題」を活用 	実施	実施	実施
			

放課後の補習の充実（すみだ教育研究所）

自分の夢や希望に向けて、もっと知りたいと思う気持ちや好奇心を満たすための自律的な学習の場を保障することで、学習することを楽しめるような内発的な動機を育む。

学校は、授業中に学習内容の理解・定着が不十分だった児童・生徒に対して、放課後学習等を実施し、学習内容を「分かる」「できる」「定着」するようにする。

学校は、児童・生徒が授業で学習したことを更に追究したいという意欲を基に主体的に学習に取り組む自習のための居場所を放課後に確保する。

教育委員会は、すみだスクールサポートティーチャー（すみだSST）の募集・登録を行い、支援人材を必要とする学校にすみだSSTを派遣し、授業中や放課後学習の補助を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・学校は、学習内容の定着が必要な児童・生徒や主体的に学習に取り組みたい児童・生徒のために、放課後学習の場を設定	実施	実施	実施
・教育委員会は、すみだスクールサポートティーチャーを学校に派遣			



イ 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。

墨田区学習状況調査の実施（すみだ教育研究所）

（ア）墨田区学習状況調査の実施

児童・生徒の確かな学力の定着を図り、自ら学び、課題解決できる人材を育成することを目的とした学力向上施策推進のための基礎的データを得ることや、区立全小・中学校が学力向上の計画を策定し、授業改善の取組を積極的に進めるために、自校の実態や児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握することを目的に実施する。

児童・生徒に調査結果を返却する際には、担当教員が、三者面談等の機会に学習に関するアドバイスをを行う。

・教科に関する調査

国語、社会、算数・数学、理科、英語の定着度をみる調査

・意識調査

児童・生徒の生活習慣や学習習慣等に関する考え方や態度を把握するための調査

（イ）すみだ学力向上推進会議の開催

学力向上に関わる方向性や教育施策を検討する。

（ウ）教育委員会からのメッセージの送付

小・中学校の教員に対して、「各学校及び個々の教員の学力向上の取組が進んでいること」及び「児童・生徒の学力が向上していること」を評価したメッセージを送付し、教員の学力向上へのモチベーションが高まるようにする。

また、児童・生徒に対して、夢や希望を持って学習に取り組む続けることの大切さに関するメッセージを各教室に掲示し、学習へのモチベーションが高まるようにする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（ア）原則小学2年生から中学3年生の全児童・生徒に実施	実施	実施	実施
（イ）有識者、PTA会長、園長・校長、教育委員会の四者で開催			
（ウ）教員及び児童・生徒へのメッセージの送付			



墨田区学習状況調査結果を活用したP D C Aサイクルの確立（すみだ教育研究所）

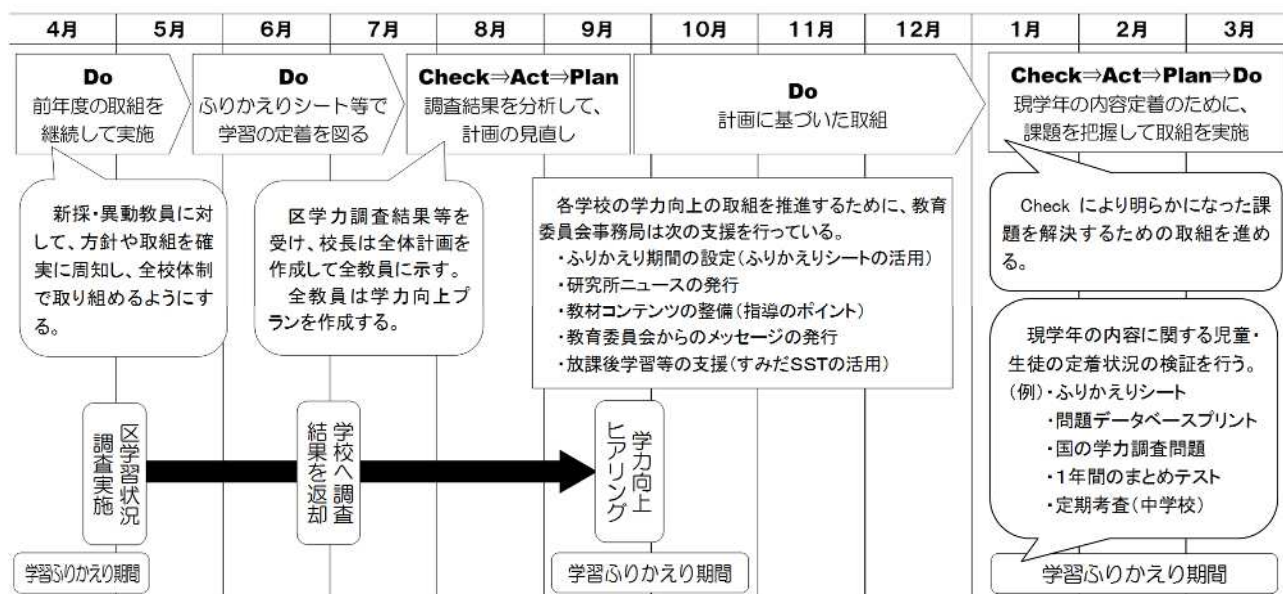
墨田区学習状況調査の調査結果に基づき、学力向上を図るための全体計画の作成、実行、評価・点検等を行うことで、P D C Aサイクルの確立を図る。

校長は、全教員が組織的に対応できるようマネジメント力を発揮して確実に取組を推進し、教員は、校内研修等で自らの資質・能力を高めるとともに、各計画に基づいた取組を推進し、教育委員会が設定した学習ふりかえり期間で、児童・生徒の学習内容の定着状況を把握し、必要に応じて補充の指導をする。

教育委員会は、全小・中学校と学力向上ヒアリングを行い、P D C Aサイクルの効果を高める。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学力向上に資するP D C Aサイクルを確立 ・教員は、学力向上プランを遂行、児童・生徒への補充の指導を実施 ・教育委員会は、学習ふりかえり期間を設定、学力向上ヒアリングを実施 	実施	実施	実施
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 校長は、学力向上の取組に関するP D C Aサイクルを確立するため、学力向上マネジメント力を発揮し、各計画に基づいた取組の進行管理を徹底する。 </div>			

（参考）学力向上に関わるP D C Aサイクル（1年間の流れ）




全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施

(すみだ教育研究所)

学校は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国学力・学習状況調査や児童・生徒の学力向上を図るための調査を実施し、児童・生徒の学習状況を把握し、指導改善に役立てる。

学力調査の問題は、児童・生徒が身に付けるべき学力を具体化したものである。教員は、国が発行する授業アイデア例を参考にしたり、調査問題を解いたりすることで、調査問題の内容や趣旨を理解し、学習指導力の向上に役立てる。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・学校は、全国学力・学習状況調査を実施	実施	実施	実施
・学校は、児童・生徒の学力向上を図るための調査を実施			
・教員は、国が発行する授業アイデア例を参考にした授業を実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 国が発行する授業アイデア例を参考にしたり、調査問題を解いたりすることで、調査問題の内容や趣旨を理解し、学習指導力の向上に役立てる。 </div>		
・教員は、全国学力・学習状況調査の調査問題に解答			


学力向上委員会の設置及び学力向上委員長の指名（すみだ教育研究所）

校長は学校に学力向上委員会を設置し、組織的に学力向上に取り組む体制を構築する。
校長は、教員が自らの資質・能力を向上させるためのモチベーションを高め、学力向上委員長を指名して着実に組織が機能するようにリーダーシップを発揮する。

学力向上委員会は、「学校経営方針」や「学力向上を図るための全体計画」に基づき、学力向上に関する校内研修等の取組内容や取組方法を定め、教員の役割を明確にする。

（学力向上に関する取組例）

- ・ 各種学力調査の運営
- ・ 学力調査結果分析の役割分担
- ・ 学力向上プラン作成に関するスケジュール管理
- ・ 学習ふりかえり期間の運営
- ・ 校内研修の計画・運営

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・学校は、学力向上委員会を設置	実施	実施	実施
・校長は、学力向上委員長を指名			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>学力向上委員会は、学力向上に関する校内研修等の取組内容や取組方法を定め、教員の役割を明確にする。校長は、リーダーシップを発揮し、学力向上に関する取組を組織的に推進する。</p> </div>		

墨田区教育研究奨励事業の実施（指導室）

学力向上をはじめとする区の教育課題を踏まえて、校（園）内研修・研究の充実を図って学校の教育力を高める。

（ア）研究協力校（園）

教育委員会が示す「主要な教育課題」や今日的教育課題について特化した内容に関する研究実践を行い、その成果を公開発表する。（2年間）

（イ）特色ある学校づくり推進校（園）

学校（園）における特色ある教育活動を実践・研究し、その成果を公開発表する。

（ウ）個人・グループ奨励

教科等、その他の教育内容、教育方法等を研究する者に対し、研究奨励費を交付し、教員の自主的研究活動の奨励、助長を図る。


	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・全園・全校から募集し、各園・各校等の研究について奨励事業を実施	実施	実施	実施
・研究奨励及び特色ある学校づくり推進校実践発表会の開催	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>（ア）研究協力校（園）：5校（園）（2年間）</p> <p>（イ）特色ある学校づくり推進校（園）：8校（園）</p> <p>（ウ）個人・グループ奨励：2名・1グループ</p> </div>		

ウ 全ての教員は、日々の授業の工夫・改善に努める。

学習指導力の向上を図る研修の実施（指導室）

教師に共通的に求められる資質能力のうち、学習指導に主として関する知識（学習者中心の授業の創造、カリキュラム・マネジメント、授業設計・実践・評価・改善、各教科等の専門的知識）に関する研修を行う。

特にICT活用を重点に置いた、学習指導力の向上を目指す。「ねらいに沿って授業を展開する力」、「児童・生徒の興味を引き出し、個に応じた指導をする力」、「効果的にICTを活用し、児童・生徒の主体的な学習を促すことができる力」、「学習状況を適切に評価し授業を進める力」、「授業を振り返り改善する力」などの能力向上を目指す。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修受講者 35名	実施	実施	実施
研修回数 4回			

経験年数や教育課題に対応した研修の実施（指導室）

教員の経験年数等に応じて、効果的に研修を行う。

（ア）1年次（初任者・新規採用者）研修

初任者・新規採用者を対象に、教職員研修室等（校外）における研修、課題別研修のほか、校内における研修を行う。

教職員研修室等における研修（年間14回）、課題別研修（半日を1単位として6単位）、

校内における研修（授業に関する研修120時間、授業以外の研修60時間、計180時間）

（イ）2、3年次研修

教職員研修室等（校外）における研修や、校内における研修を行う。

教職員研修室等における研修（2年次は年間3回、3年次は年間2回）、校内における研

修（学習指導に関する研修15時間、その他の研修15時間、計30時間）

（ウ）中堅教諭等資質向上研修


教諭等としての在職期間が10年に達した教員（11年目教員）に対し、学習指導、生活指導・進路指導等に対する指導力の向上、教育公務員としての資質向上等のための研修を実施する。

教職員研修室等研修、学習指導（5単位分）、公務員としての資質向上（9単位分）、生活

指導・進路指導（2単位分）、校内における研修、学習指導（8～20単位分）等

その他、各教科等の教育課題に対応した研修会を行う。受講した教員が各校で研修内容を還元し、各学校での教育活動の充実を図る。

- ・ 異なる学力層の子どもに対応した指導・支援に関する研修：多層指導モデルMI M研修会
- ・ 各教科等の指導・支援に関する研修：外国語活動研修会、道徳教育推進教師連絡会、理科実技研修会、体力向上研修会等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・それぞれの職層に応じた研修を実施	実施	実施	実施
			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 研修の内容については今日的な教育課題等を取り扱い、すぐに生かせるように研修内容の充実を図る。 </div>		

習熟度別指導・少人数指導の実施（指導室）

基礎・基本が定着している児童・生徒には、更に発展的な学習を展開し、学力上位層の割合を増やすことを目指す。

東京都の習熟度別指導ガイドライン（算数・数学、英語）に基づき、既習事項の学び直しや反復学習などによる「補充的な指導」だけでなく、発展的な内容の学習や課題学習などによる「発展的な指導」を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校において、算数の習熟度別指導を実施 ・全中学校において、数学の習熟度別指導及び英語の少人数・習熟度別指導を実施 	実施	実施	実施

各教科等の学習における図書館利用の推進（指導室）

図書館資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習等を通じて、児童・生徒が主体的に考え、判断し、表現する力を育む。

学校図書館の全体計画、年間指導計画を作成し、授業において学校図書館を活用した調べ学習を行う。その際、授業やレファレンス等への支援を学校図書館司書に協力を要請する。


	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の全体計画及び年間指導計画の作成、計画の実施 ・授業における学校図書館の活用 	実施	実施	実施

学力向上プランの作成・実施（すみだ教育研究所）

墨田区学習状況調査の実施後に明らかになる調査結果や自校の課題を踏まえて、校長は、「学力向上を図るための全体計画」を作成する。

「学力向上を図るための全体計画」に基づいて、教員は、担当する学級・教科に関する児童・生徒の学習状況を踏まえ、「学力向上プラン」を夏季休業中までに作成する。

教員は9月以降「学力向上プラン」に基づいて取組を進め、単元末テストや学習ふりかえり期間等で内容の定着を確認する。

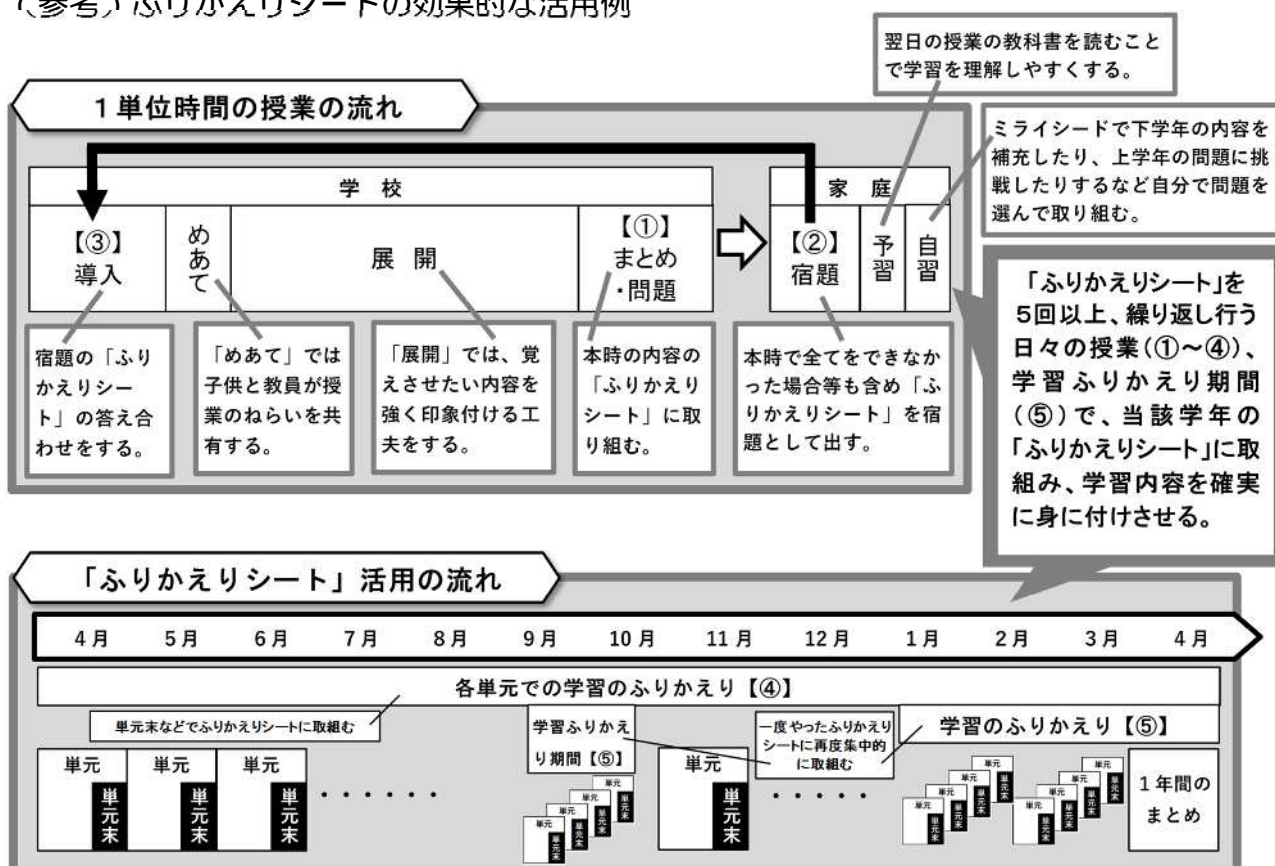
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・校長が作成した「学力向上を図るための全体計画」に基づき、教員は「学力向上プラン」を作成	実施	実施	実施
・「学力向上プラン」に基づいた実施及び進行管理			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 学力向上プランを夏季休業中までに作成し、9月以降学力向上プランに基づいた取組を実施する。 </div>		

学習内容を定着させるための教材の活用（すみだ教育研究所）

児童・生徒が授業で学習した内容を着実に「わかる」「できる」「定着する」よう、学校は、紙とタブレットを併用して、効果的な教材を活用する。教員は、授業の終末、宿題、単元末、学習ふりかえり期間等に、学習内容を定着させるための教材（ふりかえりシート等）を活用して、児童・生徒の学習状況に応じて「指導の個別化」を図り、繰り返し復習を行う。教育委員会は、授業支援アプリに学習内容を定着させるための教材（ふりかえりシート）を収納する。児童・生徒は、何がわかっていて何がわかっていないのかを自分で認識し、わかっていないところにかかるまで取り組み、わかったことを実感する。


	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・教育委員会は、学習内容の定着を図るための教材（ふりかえりシート）を授業支援アプリに収納	実施	実施	実施
・教員は、授業支援アプリ内の学習内容を定着させるための教材を活用			

（参考）ふりかえりシートの効果的な活用例



指導のポイントの作成・活用（すみだ教育研究所）

小・中学校の教育研究会から推薦された教員による「指導のポイント作成委員会」を組織し、墨田区学習状況調査の区全体の調査結果で課題がみられた学習内容に関する指導のポイントを作成し、小・中学校へ提供し、教員が活用する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・指導のポイント作成 委員会の設置	実施	実施	実施
・指導のポイントの作成			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 墨田区学習状況調査だけでなく、国の学力調査についても、区全体で課題がみられた学習内容について、指導のポイントの充実を図る。 </div>		

教育研究所ニュースの発行・活用（すみだ教育研究所）

教育委員会は、学習指導要領の趣旨を踏まえた具体的な指導方法、学力調査問題の意図、児童・生徒が間違いやすい学習内容、学校経営マネジメントに関する情報など、校長の学校経営や教員の学級経営、授業改善に資する情報を発信する。

教育研究所ニュースを活用し、校長は学校運営の改善、教員は授業改善を図る。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・教育指導員の配置	実施	実施	実施
・教育研究所ニュース の発行			

学習意欲に関する共同研究の成果に基づいた取組（すみだ教育研究所）

教育委員会は、墨田区学習状況調査の調査結果を活用した東京未来大学との学習意欲に関する共同研究の成果（学習行動に表れるまでの心理的要素の過程、学習意欲測定尺度）を学校にデータ提供し、内容の理解促進のための教員向けの発信を行う。

学校は、共同研究の成果を活用して、児童・生徒の自らの学習を調整する力の向上につながるるとともに、課題解決に向けて教育委員会と連携した取組を行う。


	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・教育委員会は、東京未来大学との共同研究の成果を調査結果に基づきデータ提供し、内容の理解促進のために発信	実施	実施	実施
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 学校は、共同研究の成果データから見出された学習意欲に関する課題を解決するために、教育委員会と連携した取組を行う。 </div>		

幼保小中一貫教育に関する学習指導の取組（すみだ教育研究所）

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、中学校区を単位とした全10ブロックが、中学校卒業までを見通した学習指導を推進する。教育委員会は、研究委託ブロックを指定し、取組内容の強化・推進を図る。

中学校卒業までを見通した学習指導の共通取組として、「国語、社会、算数・数学、理科、英語の5教科別分科会の設置」「5教科別分科会における教育課程を接続するための協議会の開催」「5教科別分科会における教育課程を接続するための検証授業の実践及び協議」又は「5教科の内容に紐づく教育課程を接続するための相互乗り入れ授業の実践及び協議」を実施する。


教育委員会は、幼児が英語に慣れる機会として、全10ブロックにおいて英語活動体験を実施する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度																		
<ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育巡回指導員の配置 ・各ブロックは、中学校卒業までを見通した学習指導を推進 ・教育委員会は、研究委託ブロックを指定 ・教育委員会は、幼児が英語に慣れる機会として、全10ブロックで英語活動体験を実施 	実施	実施	実施																		
	墨田区幼保小中一貫教育推進計画の効果検証を行い、計画の改定作業を行う。																				
																					
	学力向上に資する重点取組 国語、社会、算数・数学、理科、英語の5教科別分科会の設置 5教科別分科会における教育課程を接続するための協議会の開催（年3回） 「5教科別分科会における教育課程を接続するための検証授業の実践及び協議」又は「5教科の内容に紐づく教育課程を接続するための相互乗り入れ授業の実践及び協議」（年1回）																				
学力向上に資する重点取組に基づく小中一貫教育年間計画（例） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>時間</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>15:00 から</td> <td>全体会と分科会別協議会の開催</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>13:30 から</td> <td>園又は中学校授業参観と分科会別協議会の開催</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>13:30 から</td> <td>小学校授業参観と分科会別協議会の開催</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>13:30 から</td> <td>各園・学校で授業実践と協議会の開催</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>15:00 から</td> <td>全体報告会の開催（紙面開催も可とする）</td> </tr> </tbody> </table>				月	時間	内容	4月	15:00 から	全体会と分科会別協議会の開催	6月	13:30 から	園又は中学校授業参観と分科会別協議会の開催	10月	13:30 から	小学校授業参観と分科会別協議会の開催	1月	13:30 から	各園・学校で授業実践と協議会の開催	2月	15:00 から	全体報告会の開催（紙面開催も可とする）
月	時間	内容																			
4月	15:00 から	全体会と分科会別協議会の開催																			
6月	13:30 から	園又は中学校授業参観と分科会別協議会の開催																			
10月	13:30 から	小学校授業参観と分科会別協議会の開催																			
1月	13:30 から	各園・学校で授業実践と協議会の開催																			
2月	15:00 から	全体報告会の開催（紙面開催も可とする）																			

学校支援ネットワーク事業の実施（地域教育支援課）

地域企業・団体等が、各学校で出前授業を実施し、児童・生徒に対して、単元等の学習内容に関係した専門的知識・技術等を伝達する。このことにより、児童・生徒は、学習した内容の理解が更に深まり、学習した内容が日常生活・社会においてどのように関わっているかを学ぶことができる。

学校が期待する出前授業を実施することができるよう、協力団体等の新規開拓や、地域人材の発掘や事業の啓発等を進める。


	令和5年度	令和6年度	令和7年度
協力団体	実施	実施	実施
305団体			
実施件数			
350件			

エ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

放課後子ども教室における学習支援（地域教育支援課）

学校主体で計画的に実施する「放課後学習」以外に地域が関わって学習する機会を設けることは、宿題をするほか学習時間を増やす面からも有効である。

保護者や地域住民の参画を得ながら放課後の児童の居場所を設ける「放課後子ども教室」の中で、学習活動を行う自主的な取組に対し、支援を行う。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全区立小学校で実施	実施	実施	実施
			

家庭と地域の教育力充実事業の実施（地域教育支援課）

保護者に対して、「家庭教育に関わる様々な情報」や「親同士の学びの場や仲間づくりの機会」を提供するなど、関係部署と連携した効果的な事業を展開する。

（ア）家庭教育支援講座


園や小学校のPTA等と連携し、保護者や地域の一般区民を対象として、子どもの生活習慣の改善や家庭における学習習慣付けを目的とした講座を開催する。

（イ）家庭教育学級補助金交付事業

家庭における子どもの教育を支援するために、区立幼稚園保護者の会、小・中学校PTA等が実施主体となり、家庭教育に関するテーマで講座・講演会を開催するために要する経費の一部を補助する。

（ウ）子育て通信

「子育て支援コラム」等を掲載した内容の広報誌を発行する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（ア）12回実施	実施	実施	実施
（イ）13団体へ交付			
（ウ）4回発行			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 展開方法や実施規模などを見直しながら、継続的に実施する。 </div>		

P T Aとの連携事業の実施（地域教育支援課・すみだ教育研究所）

教育委員会は、小・中学校P T A会長会等を通じて、「学力向上が子どもたちの夢や希望の実現につながること」や「学習に取り組んでいることを認め励まし、学習意欲を向上させる働きかけが重要であること」など学力向上に関する情報を保護者に周知していく。学校単位のP T Aからの依頼により、教育委員会の職員が、学力向上に関する説明を行う。


なお、青少年育成委員会や青少年委員協議会にも周知し、地域からも子どもたちに対して、夢や希望の実現に向けた励ましなどの声掛けを行うよう依頼する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、小・中学校P T A会長会に出席し、学力向上に関する情報を提供 ・学校は、学校運営協議会等で区や自校の学力向上に関する情報を提供 	実施	実施	実施
			

すみだチャレンジ教室の実施（すみだ教育研究所）

学力の定着に課題がある児童・生徒を対象に、放課後に補習教室を開催するなどし、基礎的・基本的な知識及び技能の定着や学習意欲の喚起を図る。

放課後の補習教室の開催に際し教育委員会が実施校を選定し、学校と協力して授業や放課後学習との連携を図る。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、学力の定着に課題がある児童・生徒を対象にした具体的な事業を実施 ・基礎的・基本的な知識及び技能の定着や学習意欲の喚起 	実施	実施	実施
			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 展開方法や実施規模、実施主体などを見直しながら、学校と連携し、効果的な運営を図る。 </div>			

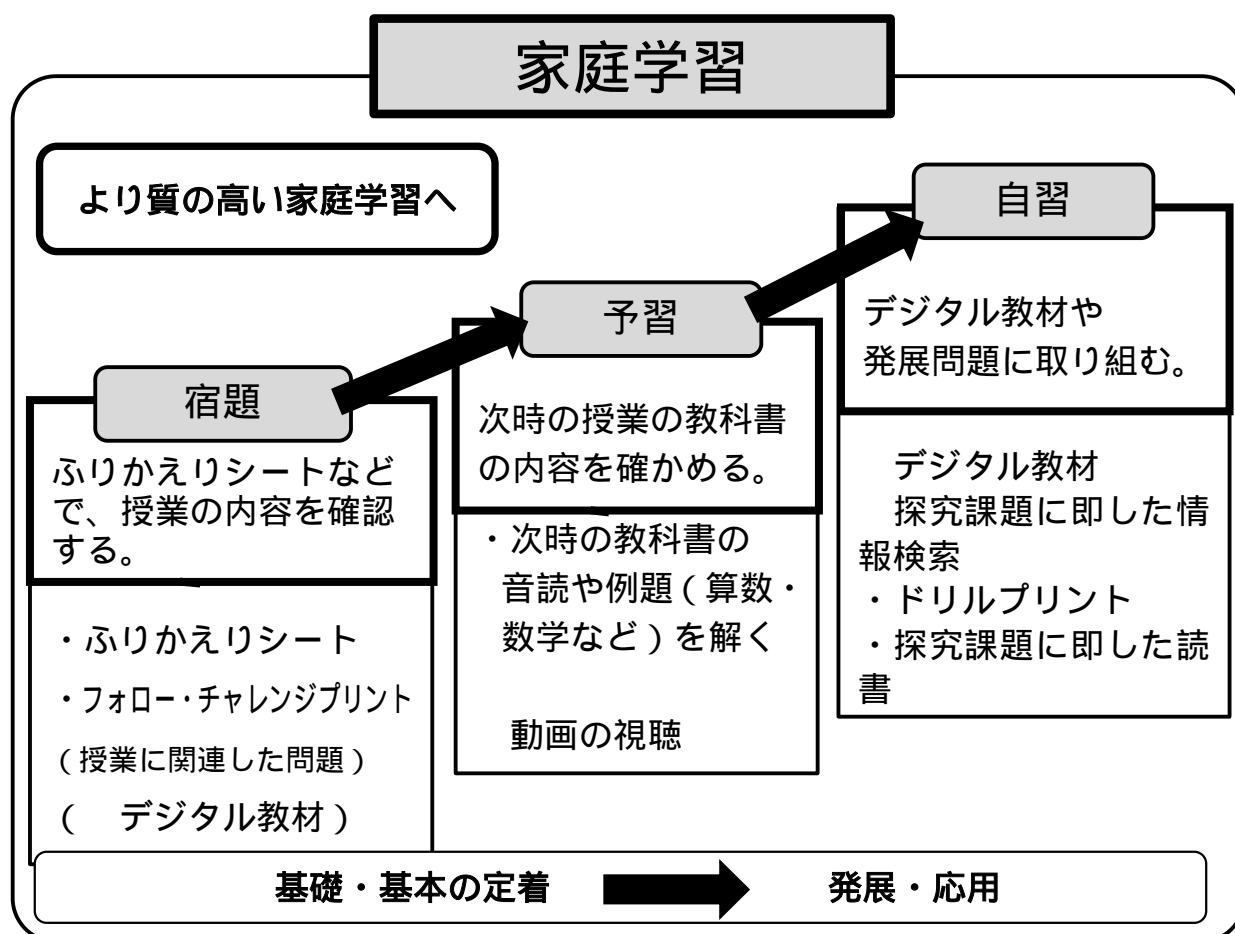
家庭学習の充実（すみだ教育研究所）

児童・生徒の発達の段階に応じて、ふりかえりシート等の教材を活用し、授業で学習した内容の定着（復習）だけでなく、次の授業の準備（予習）や自ら課題を見付けて行う学習（自習）に取り組みせ、家庭学習の充実を図る。

教育委員会は、学校の指導と家庭学習を組み合わせた指導の在り方を示す。教員は、児童・生徒に家庭学習の仕方を周知し、家庭学習習慣の確立を図る。保護者には、励ましなどの声掛けを求めていくとともに、ホームページを活用して学力に関する情報を提供していく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・教育委員会は、家庭学習の在り方を提示	実施	実施	実施
・教員は、児童・生徒に家庭学習の仕方を周知し、家庭学習習慣の確立を推進			

（参考）学校の指導と家庭学習を組み合わせた指導の在り方



印はタブレット端末で活用する学習教材

小学校すたーとブック・中学校入学プレブックの配布（すみだ教育研究所）


円滑な接続を目指して、就学前の幼児の保護者に小学校すたーとブックを小学校第6学年に中学校入学プレブックを配布する。

（ア）小学校すたーとブック

就学を控えた5歳児の保護者に対して、子どもが小学校へ入学するに当たってどのような力を身に付けておけばよいか、そのために家庭では何をしたらよいかなどをまとめた冊子を作成・配布し、家庭の教育力向上を図る。

（イ）中学校入学プレブック

小学6年生に対して、中学生としての学習に取り組む姿勢、中学校で学習する教科の概要、小学校の学習内容の定着を図るための問題などをまとめた冊子を作成・配布する。学校は、入学後、本冊子を回収し、円滑に学習に取り組むことができるようにする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・教育委員会は、5歳児の保護者に小学校すたーとブックを、小学6年生に中学校入学プレブックを配布 ・学校は、保護者に対し本冊子の内容について説明	実施	実施	実施
			
	家庭学習や保護者から子どもへの励ましなどの声掛けの重要性について掲載する。		

前計画の検証

前計画の検証

1 目標の達成状況

前計画では、令和7年度に達成を目指す「長期目標」と、今後3年間（令和4年度）に達成を目指す「短期目標」を設定した。

長期目標及び短期目標の達成状況は、次のとおりである。

(1) 長期目標

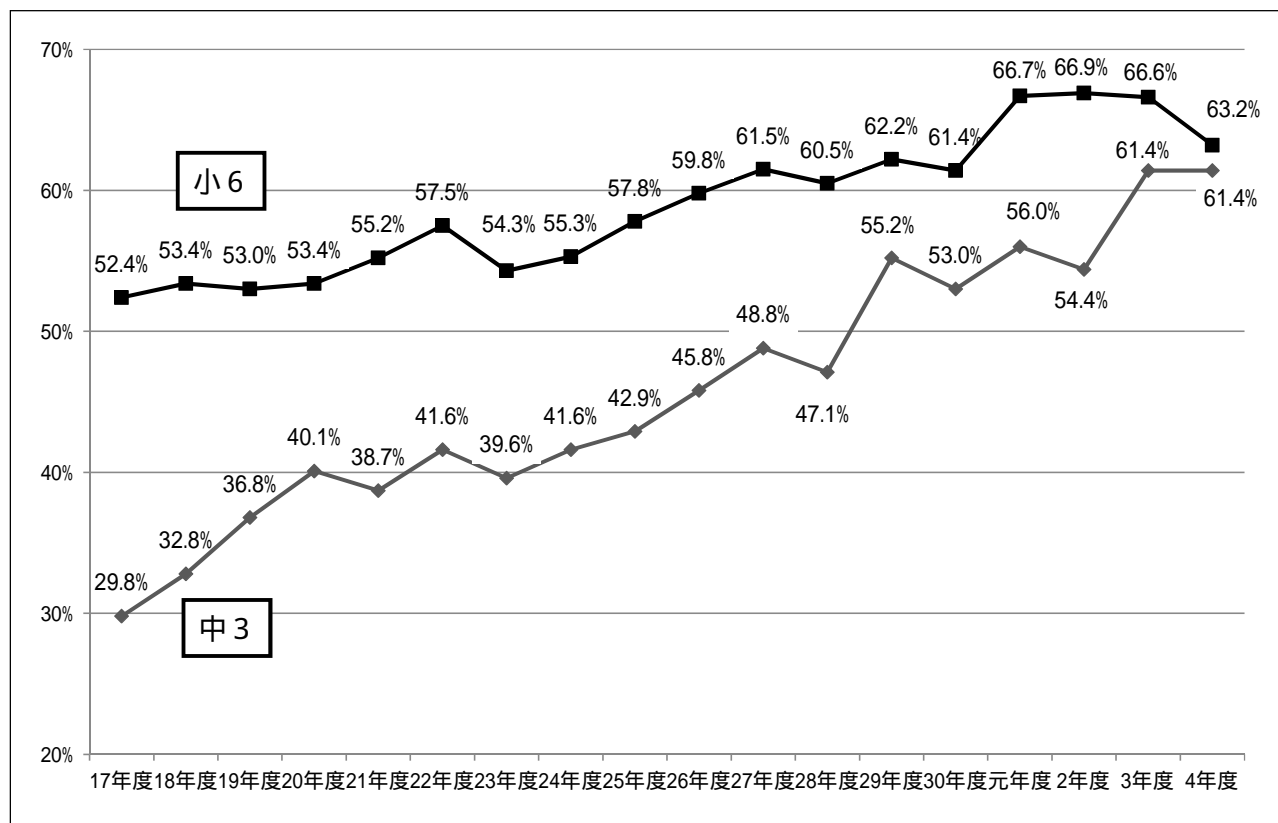
《長期目標1》「墨田区学習状況調査」の意識調査における「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒」の割合を、次のとおり増加させる。

学年	令和元年度	令和4年度	令和7年度目標
小6	66.7%	63.2%	70%
中3	56.0%	61.4%	60%

この3年間で、小学6年生は3.5ポイント減少し、中学3年生は5.4ポイント増加した。

小学6年生は令和7年度目標達成まで6.8ポイントと停滞しており、更に粘り強い取組を行う必要がある。中学3年生は61.4ポイントで令和7年度目標を達成したため、引き続き粘り強い取組の継続が重要である。そのためには、児童・生徒が自ら目標に向かって主体性を発揮することが重要である。

(参考)「墨田区学習状況調査」の意識調査において「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒」の割合の推移



《長期目標2》「墨田区学習状況調査」における「D・E層（学力低位層）の児童・生徒」の割合を、次のとおり減少させる。

学年	教科	令和元年度	令和4年度	令和7年度目標
小6	国語	29.3%	29.4%	25%
	社会	31.5%	30.0%	30%
	算数	32.7%	27.7%	25%
	理科	35.5%	28.1%	30%
	英語	-	14.6%	30%
中3	国語	32.2%	27.7%	25%
	社会	48.4%	45.4%	35%
	数学	38.9%	42.3%	30%
	理科	49.1%	48.0%	35%
	英語	36.7%	37.6%	30%

この3年間で小学6年生のD・E層の割合の平均値が6.29ポイント減少し、中学3年生のD・E層の割合の平均値が0.86ポイント減少した。

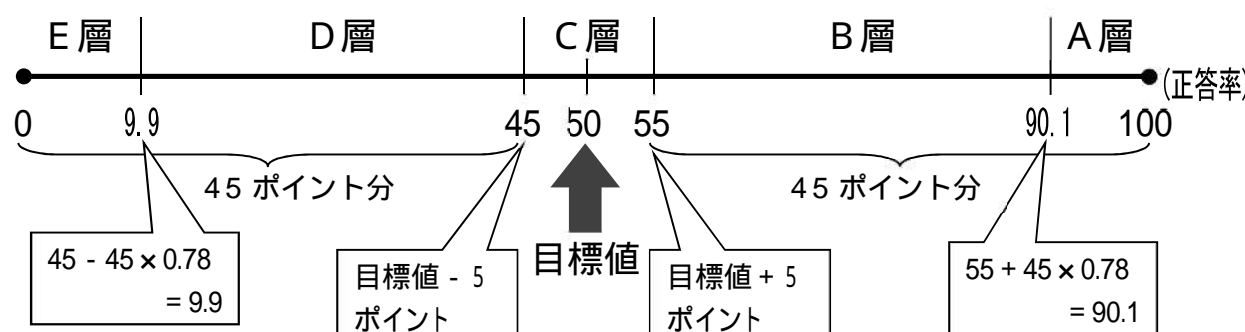
小学6年生の社会・理科・英語は令和7年度目標を達成した。また、小学6年生算数、中学3年生の国語は、令和7年度までの長期目標の達成に向けて、順調に推移していると言える。その他の教科について、長期目標の達成に向けて、D・E層の減少傾向を更に促進する必要がある。

（参考） 「墨田区学習状況調査」における各層の定義

本調査では、児童・生徒が、学習指導要領に示された内容について標準的な時間を掛けて学んだ場合、調査問題を作成している業者が、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を「目標値」として定めている。

この目標値に対して、「-5ポイント以上+5ポイント未満」であった場合、目標値と同程度とみなしC層とする。また、C層より正答率が高い層を、78パーセントと22パーセントに分け、C層に近い側をB層、もう一方をA層とする。また、D層、E層についても同様の考えとする。

（例）目標値が50%の場合



(2) 短期目標

前計画の期間である令和2年度から令和4年度までの3年間の取組の成果を、令和4年度「墨田区学習状況調査」(4月に実施)により検証した。

《短期目標1》「墨田区学習状況調査」における「D・E層(学力低位層)の児童・生徒」の割合を、次のとおり減少させる。(単位:%)

学年	教科	R元年度	R4年度	短期目標	学年	教科	R元年度	R4年度	短期目標
小6	国語	29.3	29.4	25	中3	国語	32.2	27.7	30
	社会	31.5	30.0	30		社会	48.4	45.4	45
	算数	32.7	27.7	30		数学	38.9	42.3	35
	理科	35.5	28.1	35		理科	49.1	48.0	45
	英語	-	-14.6	35		英語	36.7	37.6	35
小5	国語	24.0	21.8	20	中2	国語	29.1	22.0	25
	社会	31.5	28.2	30		社会	39.5	42.7	35
	算数	31.0	27.8	30		数学	43.5	34.0	35
	理科	33.2	29.5	30		理科	46.9	44.4	40
小4	国語	27.0	26.9	20		英語	37.9	35.6	35
	社会	30.2	31.0	25	中1	国語	27.7	31.7	25
	算数	23.9	23.3	20		社会	39.0	47.2	35
	理科	29.6	29.0	25		数学	35.2	23.4	35
小3	国語	20.3	19.5	20		理科	41.6	33.4	40
	算数	20.1	16.0	20		英語		-14.8	35
小2	国語	20.9	15.6	15					
	算数	17.0	14.3	15					

は短期目標を達成した教科、は令和元年度と比べD・E層の割合が減少した教科(小6と中1の英語以外)を、それぞれ示している。

D・E層に属する児童・生徒の割合に関する短期目標の達成状況やこの3年間のD・E層の割合の推移は、次のとおりである。

短期目標	達成した		達成しなかった		合計
	減少した	減少しなかった	減少した	減少しなかった	
小学校	9	0	5	2	16
中学校	5	0	4	5	14

各学年・教科の短期目標をやや達成困難な値に設定したため、短期目標を達成した教科数は少なかったが、小学校は16教科中14教科で、中学校は14教科中9教科でD・E層の割合が減少した。

《短期目標2》「全国学力・学習状況調査」における全ての教科の平均正答率を、全国（公立）の平均正答率以上とする（小6・中3） （単位：％）

区平均正答率を全国平均正答率と比較したときの値

・小学校第6学年

教科		平成28年度	令和元年度	令和4年度	令和4年度目標
1 国語	国語A	- 1.5ポイント	+ 2.2ポイント	+ 4.4ポイント	+ 5ポイント
	国語B	- 1.7ポイント			
1 算数	算数A	- 1.6ポイント	+ 2.2ポイント	+ 3.8ポイント	+ 5ポイント
	算数B	- 1.9ポイント			
理科 ²		(平成27年度) - 1.8ポイント	(平成30年度) + 0.2ポイント	+ 2.7ポイント	+ 2ポイント

・中学校第3学年

教科		平成28年度	令和元年度	令和4年度	令和4年度目標
1 国語	国語A	- 0.2ポイント	- 1.2ポイント	± 0.0ポイント	0ポイント
	国語B	+ 1.6ポイント			
1 数学	数学A	- 1.2ポイント	- 1.2ポイント	- 0.4ポイント	0ポイント
	数学B	- 1.0ポイント			
理科 ²		(平成27年度) - 2.4ポイント	(平成30年度) - 2.6ポイント	+ 0.7ポイント	0ポイント
英語 ³		/	+ 1.0ポイント	/	(令和5年度) + 3ポイント

1 国語及び算数・数学は、平成30年度まではA問題（主として「知識」に関する問題）B問題（主として「活用」に関する問題）が出題されており、令和元年度からは、A問題とB問題をまとめ、知識と活用を一体的に問う問題となった。

2 理科は、平成24年度から3年ごとに実施されているが、令和3年度は未実施で令和4年度に実施された。

3 英語は、令和元年度から3年ごとに実施の予定であるが、令和4年度は未実施で令和5年度に実施の予定である。

この3年間で小学6年生は、国語で2.2ポイント、算数で1.4ポイント、理科で2.5ポイント増加し、理科では短期目標を達成した。中学3年生は、国語で1.2ポイント、数学で0.8ポイント、理科で3.3ポイント増加し、国語と理科で短期目標を達成した。

《短期目標3》「墨田区学習状況調査」の意識調査において、「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童・生徒の割合を増加させ、「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童・生徒の割合を減少させる。

・「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童・生徒の割合

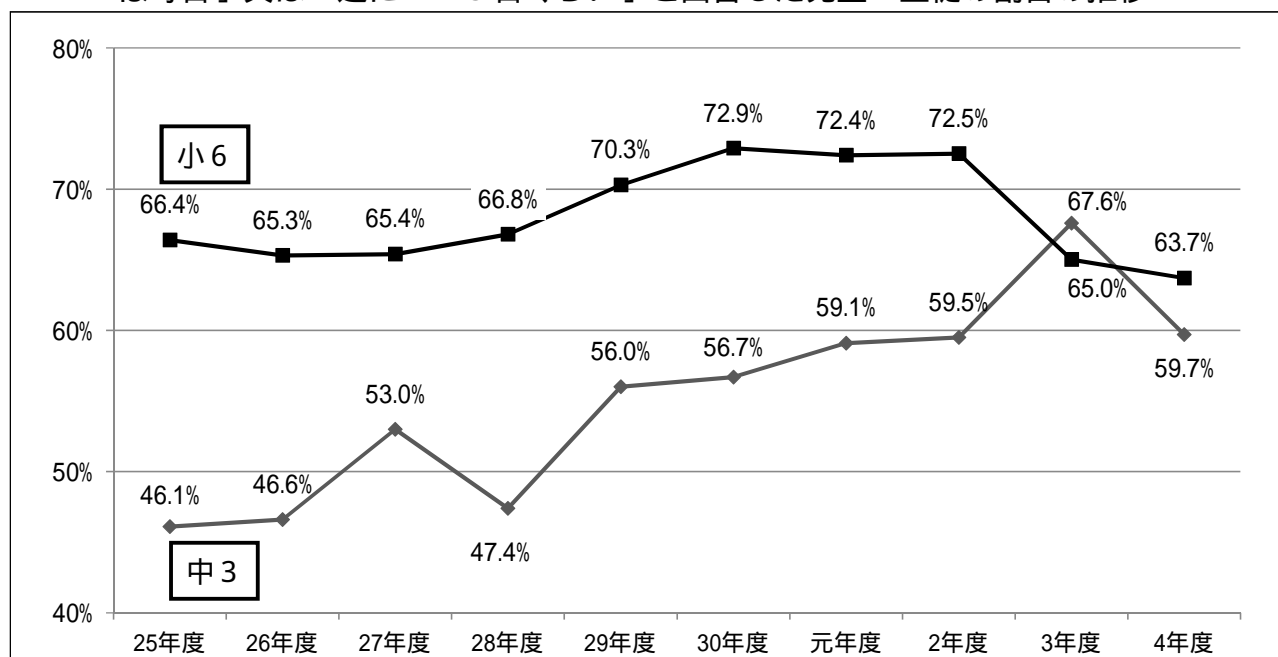
学年	平成28年度	令和元年度	令和4年度	令和4年度目標
小6	66.8%	72.4%	63.7%	80%
中3	47.4%	59.1%	59.7%	65%

・「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童・生徒の割合

学年	平成28年度	令和元年度	令和4年度	令和4年度目標
小6	15.2%	11.5%	15.7%	8%
中3	19.4%	15.0%	11.5%	10%

小学6年生は、「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童の割合が減少し、「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童の割合が増加していることから、家庭学習に課題がある。また、中学3年生は、「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する生徒の割合は増加し、「家で、ほとんど勉強しない」と回答する生徒の割合が減少していることから、家庭学習の習慣が身に付きつつあると言える。家庭学習では、宿題だけでなく、夢や希望の実現に向けて、自分の興味・関心に合った自習や予習をすることが重要である。

(参考)意識調査において、「家で、週に何日くらい勉強しますか」という質問に対して、「ほぼ毎日」又は「週に4～5日くらい」と回答した児童・生徒の割合の推移



2 基本方針に基づいた取組の検証

前計画の3つの基本方針は、次のとおりである。

- ア 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。
- イ 全ての教員は、よりよい授業の実現を目指す。
- ウ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

上記の基本方針に基づいた取組の成果及び課題は、次のとおりである。

ア 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。

墨田区学習状況調査（すみだ教育研究所）

- （取組）墨田区学習状況調査を毎年実施し、調査結果に基づく分析を行い、各学校と認識の共有を図った。墨田区学習状況調査結果から、児童・生徒の学習状況の的確な把握に努めた。すみだ学力向上推進会議の開催や教育委員会のメッセージの発信を行った。
- （成果）墨田区学習状況調査の観点別結果において全国平均正答率を上回った観点の割合は、令和元年度に64.8%だったのに対し、令和4年度に83.3%と18.5%上昇した。
- （課題）調査分析分科会に代わり指導のポイント作成委員会を招集し指導のポイントを作成・配布した。各学年ごとに指導のポイントを作成することが課題である。

墨田区学習状況調査結果を活用したPDCAサイクルの確立（すみだ教育研究所）

- （取組）墨田区学習状況調査結果に基づき、校長が学力向上を図るための全体計画を作成し、校長の全体計画に沿って各教員が学力向上プランを作成・実施し、PDCAサイクルにつなげた。また、各教員が児童・生徒の学習状況を個人学習プロフィールへ記載し次年度への引き継ぎを行った。
- （成果）校務支援システムを活用し校種を越えてD・E層の児童・生徒の学習状況を引き継ぐことで、指導要録の記載内容を補完し、一貫性・連続性のある指導が可能になった。
- （課題）児童・生徒の課題のある内容と具体的な手だてを個人学習プロフィールに記録するが、その具体的な手だての在り方については更に検討する必要がある。

全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査

（すみだ教育研究所）

- （取組）全国学力・学習状況調査は、令和3年度に国語と算数・数学、令和4年度に国語と算数・数学、理科を実施した。児童・生徒の学力向上を図るための調査は、令和3年度から学びに向かう力に関する質問紙調査に移行した。

- (成果) 全国学力・学習状況調査の結果において全国(公立)平均正答率と比較すると、令和元年度は、小学校国語+2.2、算数+2.4で、中学校国語-1.2、数学-1.2だったのに対し、令和4年度は、小学校国語+4.4、算数+3.8で、中学校国語±0.0、数学-0.4と着実に上昇している。
- (課題) 各教員が、国や都が発行する報告者や授業アイデア例を参考にしたり、調査問題を解き、調査問題の内容や趣旨を理解することについては、課題が残る。

墨田区教育研究奨励事業(指導室)

- (取組) 学力向上、体力向上をはじめとした教育課題に対応するために、各学校(園)における「特色ある学校づくり」等の実践研究を支援し、教員の資質向上を図った。また、その成果を広く区内に周知するために、年度末に実践報告会を実施した。
- (成果) 指定を受けた学校(園)は、区の教育課題に沿った研究テーマを設定し、一年間研究を重ね、その成果を実践報告会や実践報告書を通じて広く区内に周知することができた。
- (課題) 本事業を希望する学校が固定化してきている。本事業の趣旨を踏まえ、全ての学校(園)が希望し、指定を受けるべく、切磋琢磨できるような環境づくりが必要である。

学力向上委員長の指名及び学力向上委員会の設置(すみだ教育研究所)

- (取組) 区立全小・中学校が学力向上委員会を設置し、校長が委員長を指名する。学力向上委員会活動計画書を作成し、計画に基づいた取組を行った。
- (成果) 各種学力調査の運営、学力調査結果分析の役割分担、学力向上プラン作成に関するスケジュール管理、学習ふりかえり期間の運営等、各学校は組織的に学力向上に関する取組を推進した。
- (課題) 学力向上委員長の役割を明確にし、学力向上委員会がより効果的に機能するよう学力向上ヒアリング等の機会を捉えて助言していく。

イ 全ての教員は、よりよい授業の実現を目指す。

学校ICT化の推進(庶務課・指導室・すみだ教育研究所)

【庶務課】

- (取組) 教員用タブレット、電子黒板の全校整備に加え、児童・生徒一人1台タブレットの環境を整備した。また、ハード整備に併せて、授業支援アプリ等のソフト環境の整備や、4校に一人GIGAスクール支援員を配置し、授業等におけるタブレット活用の支援や操作研修を行う等、教員の活用支援体制を構築した。
- (成果) 区立全小・中学校で授業においてタブレットを活用しているほか、家庭に持ち帰り家庭学習でも活用している。また新型コロナウイルス感染症等による休校時に

オンライン授業等を実施し、学習の遅れが出ないように取り組んでいる。

- (課題) インターネット上でのいじめや著作権侵害等、タブレットの不適切な利用を防止するためのリテラシー教育の更なる充実が望まれる。

【指導室】

- (取組) 各教室に大型提示装置や教員用タブレット端末等のICT機器を整備(更新)し、各学校がICTを活用してよりよい授業を実践できるよう環境を整えた。また、学校全体でICTを活用した教育活動の充実が図られるように、指導力向上に向けた研修を実施した。
- (成果) 指導力向上に向けた研修によって、各校の教員が日常的に資料の提示や、児童・生徒の意見共有・個別学習にICTを活用するようになった。
- (課題) GIGAスクール構想に基づき一人1台のタブレット端末が整備されたことで、教員だけでなく児童・生徒一人ひとりがICTを効果的に活用する指導実践が求められている。そのための指導力向上に向けた研修を実施する必要がある。

【すみだ教育研究所】

- (取組) 学習内容の定着を図るための教材(ふりかえりシート等)をICTコンテンツ集フォルダに入れ、有効活用が図れるようにした。授業支援アプリを活用して、授業や家庭学習で活用可能な演習問題を整備した。国語や英語の聞き取り問題や、区で統一した長期休業期間中の宿題なども同様の方法で区立全小・中学校に配布した。
- (成果) デジタル教材の活用や授業支援アプリの導入により、宿題や家庭での自主学習がより効果的に行われた。
- (課題) デジタル教材を活用し、授業内容と家庭学習を組み合わせ、学習内容の定着を図ることが課題である。

教育指導向上研修(指導室)

- (取組) 「東京都若手教員育成研修」を終えた4年目の教員を対象として、知識や経験に基づく実践を高める本研修を位置付けた。主に学習指導力に重点を置き、研修を行った。
- (成果) 中堅教諭資質向上研修を受けるまでの教員の授業力の向上、経験値が同等の教員同士で切磋琢磨しながら研究を進めることで研究が深まった。
- (課題) 受講生の確保が難しい、現在の教育課題にあった研究課題の設定がしづらいなど対象者や研修内容の見直しが必要である。

経験年数や教育課題に対応した研修(指導室)

- (取組) 1年次から3年次まで若手教員育成研修と、中堅教諭等資質向上研修でそれぞれ、職層にあった研修を行った。
- (成果) 前年度の研修の課題を踏まえ、研修内容を検討し改善して内容の充実を図った。

(課題) 法定研修のため、産育休ややむを得ない事情で欠席になった教員の把握を行う必要がある。若手教員の増加に伴い、一度に各校数名の若手が研修に参加することになる校内体制の構築が課題となる。

習熟度別指導・少人数習熟度別指導の実施(指導室)

(取組) 東京都の習熟度別指導ガイドラインに基づき、既習事項の学び直しや反復学習などによる補充学習を行った。また、基礎・基本が定着している児童・生徒には発展的な学習を展開した。

(成果) 区学習状況調査等における学力の向上が見られている。

(課題) 加配教員の質の確保、確実な実施に向けた授業観察等が引き続き必要になる。

学力向上プランの作成・実施(すみだ教育研究所)

(取組) 区立全小・中学校の教員が、墨田区学習状況調査結果や通常の授業の様子等から児童・生徒の課題を明らかにし、校長が作成した学力向上全体計画に基づき、具体的な課題解決の方法を「学力向上プラン」に定め、プランに定めた取組を確実に実行した。

(成果) 学力向上ヒアリングの機会を活用し、各教員が学力向上プランに定めた内容と校長が作成する学力向上を図るための全体計画の整合性を確認し、共通認識を図ったことでより実効性の高い取組になった。

(課題) 学力向上プランに定めた取組を確実に実行できるよう、組織的な進捗管理が重要である。

授業スタイルの確立・実施(指導室)

(取組) 墨田区の全教員が授業で取り入れていく指導方法を「墨田区教師の授業スタイル」として学校サポート資料に掲載して各学校へ提示した。また若手教員必携を作成し、若手教員の基礎的な授業力向上を図った。

(成果) 若手教員を含む全教員が参考にできる資料として活用し、教員の指導力の向上につながった。

(課題) 一人1台のタブレット端末の活用など、新たな授業の基本スタイルの確立が必要になっているため、内容の見直しや検討が必要である。

学習内容を定着させるための教材の活用(すみだ教育研究所)

(取組) ICTのコンテンツ集に学習内容を定着させるための教材(ふりかえりシート)を収納し、区立全小・中学校が、学習ふりかえり期間等に、ふりかえりシートを活用して、繰り返し復習を行った。

(成果) 旧来のICTコンテンツ集から授業支援アプリへ収納場所を変更したことで、よ

り授業で活用しやすくなった。また、国語の聞き取り問題や英語のリスニング教材などの音声教材も収納することが可能となり、学校の利便性が高まった。

- (課題) 学習内容の定着状況は、児童・生徒により異なるため、児童・生徒一人ひとりの忘却予測や難易度の自動調整など記憶状態を可視化するA I技術の応用の更なる活用が課題である。

自分の考えを記述する教材の活用(すみだ教育研究所)

- (取組) 自分の考えを記述する問題をICTコンテンツ集に収納し、区立全小・中学校は、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等の育成に資する教材の取組を行った。
- (成果) 全国学力・学習状況調査の調査問題を大問ごとに分割し授業支援アプリに収納し、さらに全国学力・学習状況調査の類似問題を授業支援アプリに収納したことで、より効果的に教材の活用が図られた。
- (課題) PISA調査で問われるリテラシーを育成するための演習問題を開発することや、時事問題に強く、探究的な学習を実現させる取組の充実を継続する必要がある。

指導のポイントの作成・活用(すみだ教育研究所)

- (取組) 墨田区学習状況調査の調査結果から、区全体で課題がみられた学習内容について、授業改善を図るための指導のポイントを作成し、小・中学校に提供する。
- (成果) 教育指導員の専門性を生かし、より効果的な指導のポイントを作成した。
- (課題) 小・中学校の教育研究会との連携や、調査実施教科すべての指導のポイントの作成が課題である。

教育研究所ニュースの発行・活用(すみだ教育研究所)

- (取組) 学習指導要領の趣旨を踏まえた具体的な指導方法、学力調査問題の意図、児童・生徒が間違いやすい学習内容などをまとめ、研究所ニュースとして発行した。
- (成果) 適宜研究所ニュースを発行したことで、教員が授業をする上で役立った。
- (課題) 学力向上に関する校長の組織マネジメントや学習環境デザインなどの学校・学級経営に関するニュースを発行すること、文字媒体だけではなく、映像媒体でもニュースを発行し提供することが必要である。

各教科等の学習における図書館利用の推進(指導室)

- (取組) 学校図書館のスタッフにより、単元に応じた本の精査が行われ、授業で必要とする本の確保が行われた。図書館資料を活用する授業において、児童・生徒が必要な情報を探し、資料の使い方について学ぶ機会が設定された。
- (成果) 図書館資料を活用する取組を通して、児童・生徒に情報の探し方や資料の使い方を身に付けさせることができた。

(課題) 新型コロナウイルス感染症感染予防のため、本を共有することに制限がかかったことで、全員が希望する本を授業で活用することが難しかった。

学習意欲に関する共同研究の成果に基づいた取組(すみだ教育研究所)

(取組) 東京未来大学との学習意欲に関する共同研究の成果について、墨田区学習状況調査の児童・生徒質問紙調査を活用した学習意欲測定尺度の分析から、学級や個人の心理的要素の状態を判定し、結果を区立全小・中学校へ提供した。教員対象の説明会をオンライン動画共有プラットフォーム上で行った。

(成果) 冊子の追加配布や動画の配信を通して、より多くの教員が再認識する機会となった。

(課題) 学習行動を促進するプロセスとされる4段階の心理的要素については、教員の更なる理解を得るために、介入研究等が必要である。

幼保小中一貫教育に関する学習指導の取組(すみだ教育研究所)

(取組) 墨田区幼保小中一貫教育推進計画に基づき、中学校卒業までを見通した学習指導等の取組を実施した。

(成果) 出前授業、異校種間授業(保育)参観、学習に関するブロック内共通の取組、さらに、園児が英語に触れ・慣れる機会として英語活動体験を実施したことで共通認識が図れた。

(課題) 教科における連携及び協働授業等の実施については、教育課程の接続を意識して更に重点的に取り組む必要がある。

学校支援ネットワーク事業(地域教育支援課)

(取組) 地域・企業等を活用した出前授業による学校支援活動を実施した。また、学校二一ズを踏まえ、学習指導要領の重点事項に焦点を合わせた新規出前授業を開発したほか、地域の協力団体等を開拓し、より一層地域の特色を生かした魅力ある事業を実施した。

(成果) 環境、福祉、文化など様々な分野の専門家や地域のボランティアを外部講師として派遣し、多様な学びの体験をはじめ、キャリア教育支援による職業観の醸成など、教育内容の充実・向上に資した。

(課題) 学校の支援となるような出前授業を安定した形で継続するため、地域住民をはじめとするボランティアの更なる発掘と協力体制を構築する必要がある。

ウ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。

放課後や長期休業中の補習の充実(すみだ教育研究所)

(取組) 学校は、放課後学習等を実施し、学習内容を「分かる」「できる」ように取り組ん

だ。教育委員会は、すみだスクールサポートティーチャーを学校に派遣し、放課後学習等の補助を行った。

- (成果) 授業中に学習内容の理解・定着が不十分だった児童・生徒を対象に放課後学習等を実施し、効果的な支援を行うことができた。
- (課題) すみだスクールサポートティーチャーの派遣時間数を更に増加し、児童・生徒の学習支援の充実を更に図ることが課題である。

放課後子ども教室における学習活動への支援（地域教育支援課）

- (取組) 区立小学校の余剰教室等を利用して子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、保護者や地域住民の参画を得ながら実施する「放課後子ども教室」の中で、宿題等の自主的な学習活動を行える機会を提供した。
- (成果) 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、宿題等が行える機会を提供することで、自主的な学習活動の定着に寄与した。
- (課題) 中心的な役割を担う人材やスタッフの確保が課題となり、放課後子ども教室の未実施校が5校ある。全校で実施していくため、様々な手法を視野に入れて実施方法を検討する必要がある。

すみだチャレンジ教室の実施（すみだ教育研究所）

- (取組) 放課後補習教室を開催し、学力の定着や学習意欲の喚起を図った。
- (成果) 指定校で、学力の定着に課題があり補習を希望する児童・生徒に対し、週1回の補習教室を9週間実施し、一定の成果がみられた。
- (課題) 補習を受けた児童・生徒の学力向上、学習意欲向上の側面から検証を行い、更なる効果的な方策の検討が必要である。

家庭学習の充実（すみだ教育研究所）

- (取組) ふりかえりシートなどの紙による演習問題とデジタル教材によるタブレットを活用した演習問題を配備した。学校の指導と家庭学習を組み合わせた指導の在り方を示し、家庭学習習慣の確立を図った。
- (成果) 紙とタブレットの両方の教材を用意したことで、内容に応じて効果的に活用が図られた。
- (課題) 子どもに対して励ましの声を掛けることなど、家庭における保護者から子どもへの働きかけについて、更に検討する必要がある。

家庭と地域の教育力充実事業（地域教育支援課）

- (取組) 家庭教育学級開催を支援するため、保育園・幼稚園の保護者会・小学校PTA等に家庭教育学級補助金を交付した。さらに、子育てに関する情報等を掲載した「子

育て通信」を季刊で発行し、幼稚園、小学校1～3年の保護者へ配布したほか、区ホームページ等に掲載した。また、親子で協力する実験を行うなど、学校外での学びの場や親子交流の機会を提供するため、身の回りにある様々な科学をテーマに、親子参加型のワークショップをオンラインで開催した。

- (成果) 家庭教育学級の開催を補助金交付により支援し、地域の自主的な子育て学習に寄与した。また、子育て通信を「すみだ子育てアプリ」で配信開始し、保護者等への情報提供ツールを拡充することができた。親子参加型のワークショップでは、親子で創意工夫・意見交換することにより、子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、学ぶ力をつけることの動機づけに寄与した。
- (課題) 補助金交付件数の目標値を達成できるよう、取り組んでいく必要がある。子育て通信については、発行時期・回数や掲載内容について、社会情勢や対象者のニーズを満たせるよう柔軟に発行していく必要がある。親子参加型ワークショップでは、学びの場の提供という観点から、より幅広いテーマで積極的な家庭教育への参加を促す企画を検討する必要がある。

図書館を使った調べる学習コンクール(指導室・ひきふね図書館)

- (取組) 図書館資料をはじめ、様々な情報を活用した調べる学習を通して、児童・生徒自身が考え、情報を精査し、まとめる力を育んできた。4月の親子応援講座や7月の個別相談会では、主にテーマに関する相談に対応し、多くの児童・生徒がこの機会を活用した。また、図書館の職員が学校に出前授業を行い、調べる学習の基礎を学ぶ機会も設けられた。
- (成果) 調べるテーマについて児童・生徒自身が身の回りのものを改めて新しい視点で捉えることで問題解決能力の高まりにつながった。様々な情報の中から目的を意識して情報を選ぶことで情報リテラシーを高めることにつながった。作品をまとめることで読み手を意識したプレゼンテーション能力の高まりにつながった。
- (課題) 新型コロナウイルス感染症が感染拡大する前に比べると、施設等の関係で相談できる件数が減ったことが挙げられる。

小学校すたーとブック・中学校入学プレブックの配布(すみだ教育研究所)

- (取組) 就学を控えた5歳児の保護者に対して園を通して小学校すたーとブックを作成・配布した。小学6年生に対して、中学校入学プレブックを作成・配布し、中学入学の際に中学校が回収するなど、着実な取組を図った。
- (成果) 指導室幼児教育担当と連携し幼児期の終わりまでに育てほしい姿の説明を小学校すたーとブックに掲載したり、中学校教育研究会と連携し改訂された学習指導要領の内容に合わせた問題を掲載したりしたことは、連携教育の推進につながった。

(課題) 家庭学習や保護者から子どもへの励ましなどの声掛けの重要性について掲載することを検討する必要がある。

P T Aとの連携事業【新規】(地域教育支援課・すみだ教育研究所)

【地域教育支援課】

(取組) 各校P T Aの連合体である区立小学校P T A協議会及び区立中学校P T A連合会が、それぞれにおいて年に1回開催する連合P T A研修大会の活動を支援した。

(成果) 研修大会の開催を通じて、保護者の教育力向上を図るとともに、家庭での学習活動の定着に寄与した。

(課題) 研修大会の参加者増加に向けて、各連合P T Aと連携し、周知・啓発方法等を検討する必要がある。

【すみだ教育研究所】

(取組) 小・中学校P T A会長会等の機会を捉えて児童・生徒の学力の状況などの情報を提供した。

(成果) P T A会長会に教育委員会事務局の職員が出席するなどし、学力向上に関する説明を行うなどして保護者等と一定の意識醸成及び認識の共有が図られた。

(課題) 小・中学校P T A会長会や青少年育成委員会、青少年委員協議会等には時期を捉えて学力向上に関する情報を更に提供していく必要がある。

3 成果及び課題（総括）

「ア 全ての小・中学校は、組織的に学力向上に取り組む。」「イ 全ての教員は、よりよい授業の実現を目指す。」「ウ 学校や教育委員会は、家庭・地域と連携して、更なる学力向上を図る。」という基本方針に基づき、児童・生徒に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら進んで学びに向かう力を養うことで、墨田区の児童・生徒の学力は確実に上昇してきている。

その主な要因は、墨田区学習状況調査結果を活用したP D C Aサイクルを確立するために、校長が学力向上を図るための全体計画で明確なビジョンを示すことでリーダーシップを発揮し、学力向上マネジメントを強力に推進してきたからである。今後も同様の方向性で、具体的な事業を継続していくことが重要である。

また、前計画の長期目標や短期目標から、次の成果及び課題が明らかになった。

《長期目標1》の達成状況から、「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒」の割合が増加してきているが、この3年間で、小学校の伸び悩みが見られる。

長期目標の達成を目指すには、全ての児童・生徒が目標に向けて、粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整し、自律的に学び、探究する力を身に付けさせるための具体的な取組を明示し、推進する必要がある。

《長期目標2》及び《短期目標1》の達成状況から、この3年間で、全般的には学力低位層であるD・E層の割合が減少している。

D・E層の割合に関する短期目標を達成していない学年・教科（特に、理科と社会）があることから、学力低位層の減少に関する取組を引き続き推進する必要がある。

《短期目標2》の達成状況から、小学校、中学校ともに学力の定着に向けた取組の成果が表れている。基礎学力の向上とともに、活用する力を育むための発展的学習を更に充実していく必要がある。

《短期目標3》の達成状況から、中学校の家庭学習の定着は改善傾向にあるが、小学校では、「家で、『ほぼ毎日』又は『週に4～5日くらい』勉強する」と回答する児童の割合は減少し、「家で、ほとんど勉強しない」と回答する児童の割合は増加しており、この3年間で、小学校の伸び悩みが見られる。

デジタル教材を活用した支援や保護者への意識啓発などによる家庭学習に関する取組を推進する必要がある。

参考資料 墨田区学力向上新3か年計画（第3次）策定に関するアンケート

1 調査概要

(1) 調査内容

墨田区学力向上新3か年計画（第2次）（令和2年度～令和4年度）の「基本方針に沿った主な事業」の各事業の効果性について、「とてもそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「そうは思わない」「全くそうは思わない」の5件法でアンケートを実施した。

(2) 調査対象

区立幼稚園・小学校・中学校に勤務する園長、校長、副園長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

(3) 調査方法

インターネットを活用したアンケート

(4) 調査機関

令和4年5月24日（火）～6月28日（火）

(5) 質問項目

調査結果のとおり

(6) 回答者数

660件

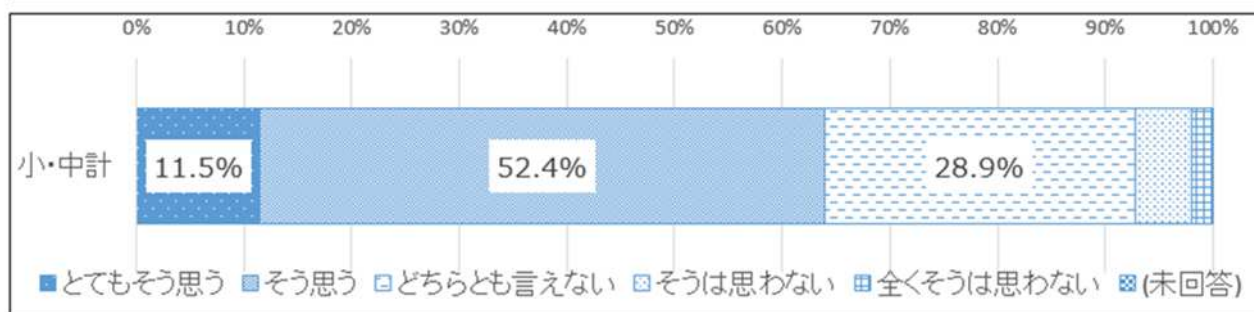
2 調査結果の見方

各項目の上部には質問項目を示す。

各項目の中部には調査結果の帯グラフを示し、下部には調査結果の表を示す。

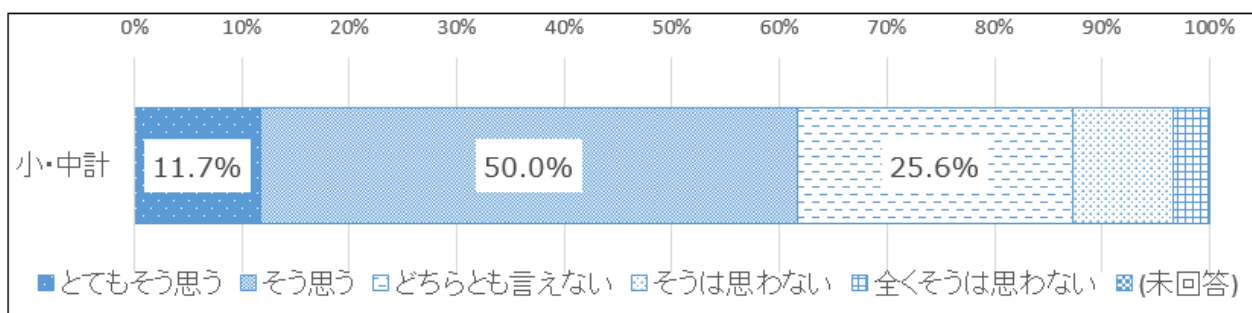
3 調査結果

①「墨田区学習状況調査」は、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせ、自ら学び、課題解決できる児童・生徒を育成するために効果的である。



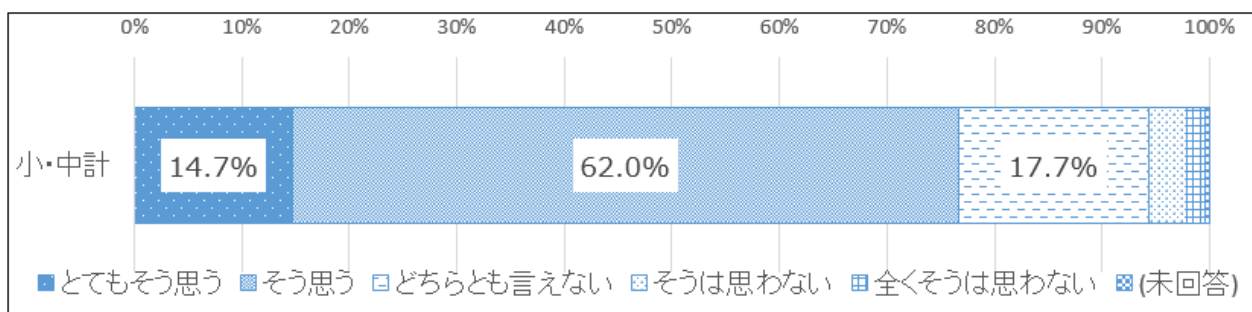
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	11.5%	52.4%	28.9%	5.4%	1.9%	0.0%

②校長が「学力向上を図るための全体計画」を、教員が「学力向上プラン」を作成したり、児童・生徒の学習状況を「個人学習プロフィール」を活用して次年度の担当教員に引継いだりして学力向上に関わるPDCAサイクルを確立することは、児童・生徒の学力向上に効果的である。



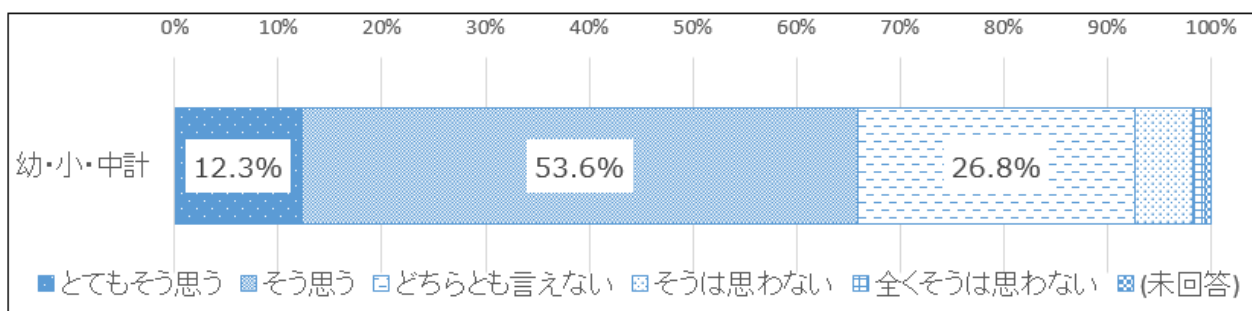
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	11.7%	50.0%	25.6%	9.5%	3.3%	0.0%

③「全国学力・学習状況調査」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施し、児童・生徒の学習状況を把握することは、教員の学習指導の改善に効果的である。



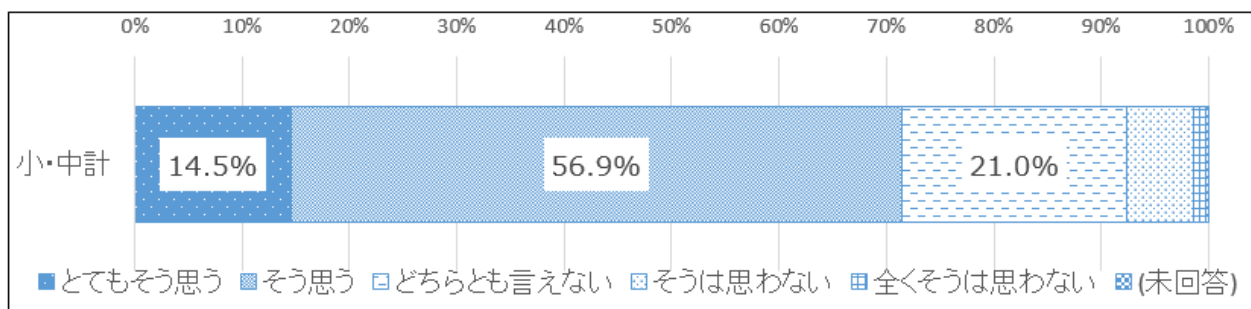
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	14.7%	62.0%	17.7%	3.6%	1.6%	0.5%

④研究協力校（園）、特色ある学校づくり推進校（園）、個人・グループ奨励などの「墨田区教育研究奨励事業」は、学力向上に資する学校の教育力を高めるために効果的である。



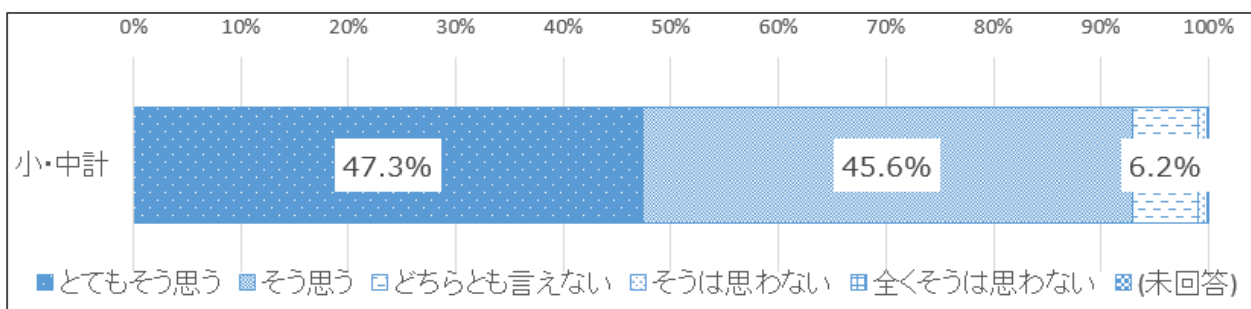
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	12.3%	53.6%	26.8%	5.5%	1.2%	0.6%

⑤「学力向上委員会」を設置し、校長が「学力向上委員長」を指名することで、学力向上に関する取組内容や取組方法を定め、教員の役割を明確にすることは、組織的に学力向上を図るために効果的である。



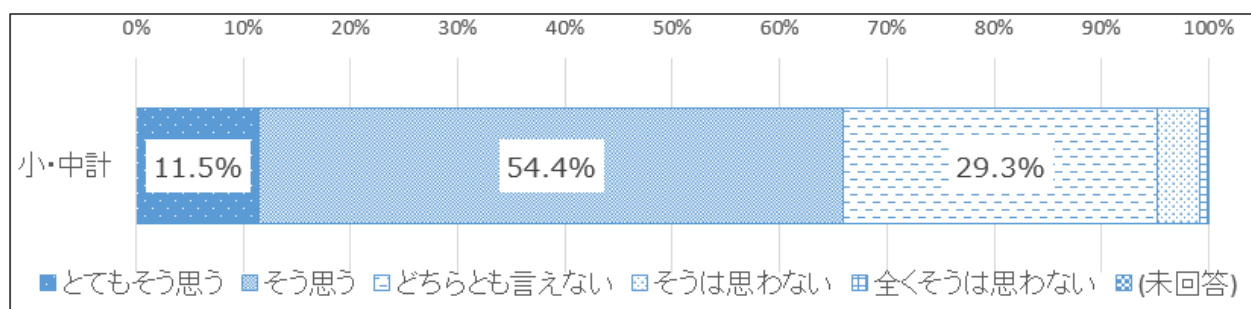
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	14.5%	56.9%	21.0%	6.2%	1.1%	0.3%

①大型提示装置やタブレット端末等のICT機器を整備し、ICTを有効に活用できる環境を整えることは、学習指導力の向上に効果的である。



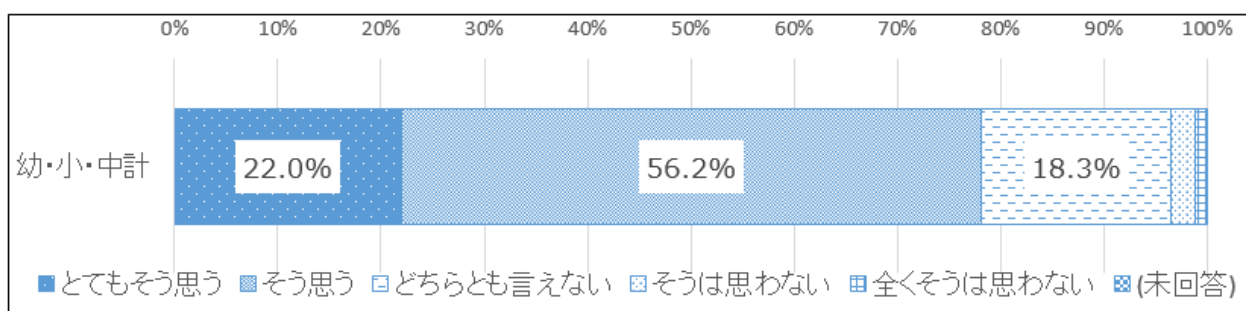
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	47.3%	45.6%	6.2%	0.8%	0.2%	0.0%

②4年目から10年目の教員を対象とした「教育指導向上研修」は、学習指導力の向上に効果的である。



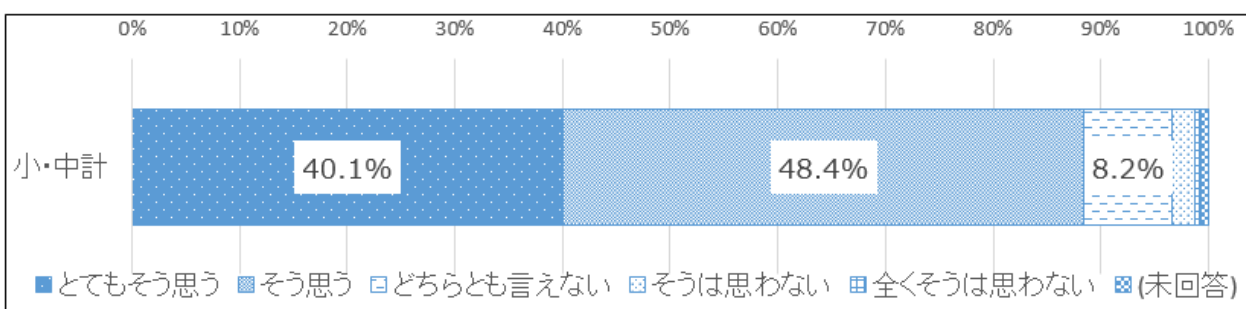
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	11.5%	54.4%	29.3%	3.9%	0.6%	0.2%

③「1年次研修」「2,3年次研修」「中堅教諭等資質向上研修」など、教員の経験年数等に応じて、効果的に研修を行っていくことは、学習指導力の向上に効果的である。



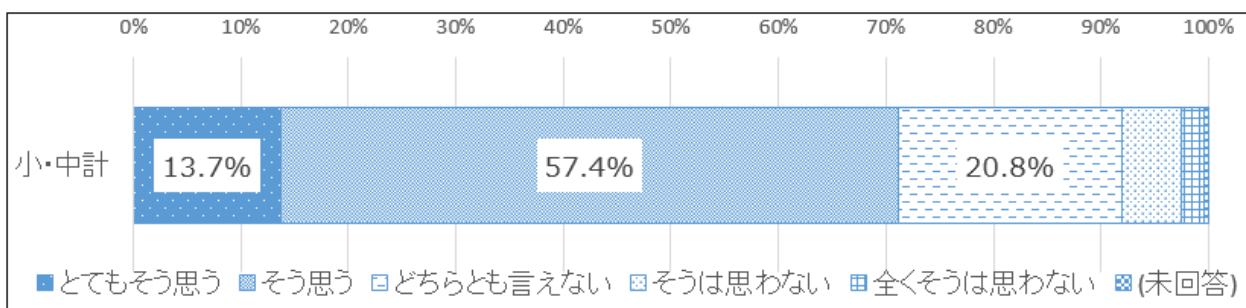
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	22.0%	56.2%	18.3%	2.3%	1.1%	0.2%

④算数・数学や英語において「習熟度別指導・少人数習熟度別指導」を実施することは、「補充的な指導」や「発展的な指導」の充実に効果的である。



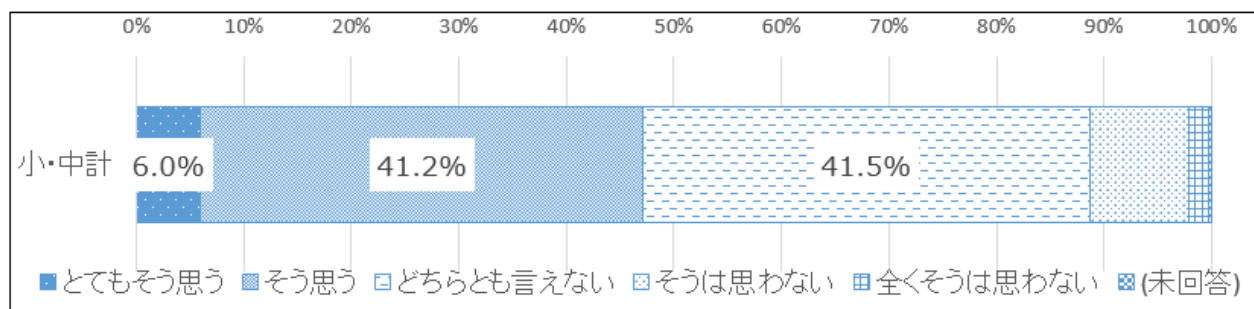
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	40.1%	48.4%	8.2%	2.1%	0.6%	0.6%

⑤教員が、「学力向上プラン」に具体的な課題解決の方法を定め、指導方法や学力向上の取組を工夫することは、児童・生徒の学力向上に効果的である。



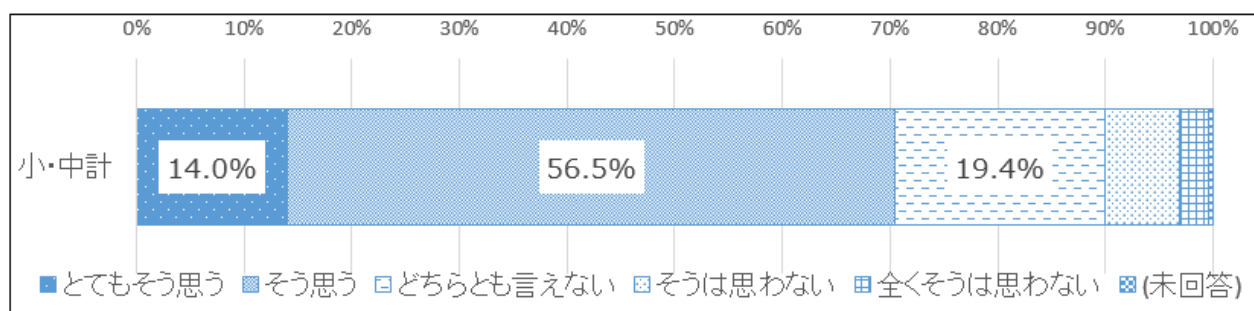
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	13.7%	57.4%	20.8%	5.5%	2.1%	0.5%

⑥「墨田区教師の授業スタイル」を確立するために、「墨田区教師の授業スタイルチェックシート」を活用することは、教員の学習指導力を向上するために効果的である。



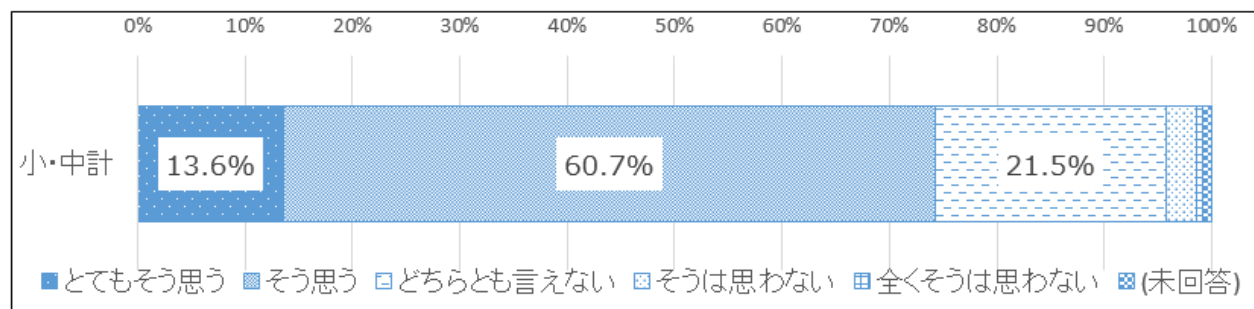
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	6.0%	41.2%	41.5%	9.3%	1.7%	0.3%

⑦「学習ふりかえり期間」を設定し、ふりかえりシートなどの「学習内容を定着させるための教材」を活用して、繰り返し復習することは、児童・生徒の学力の向上に効果的である。



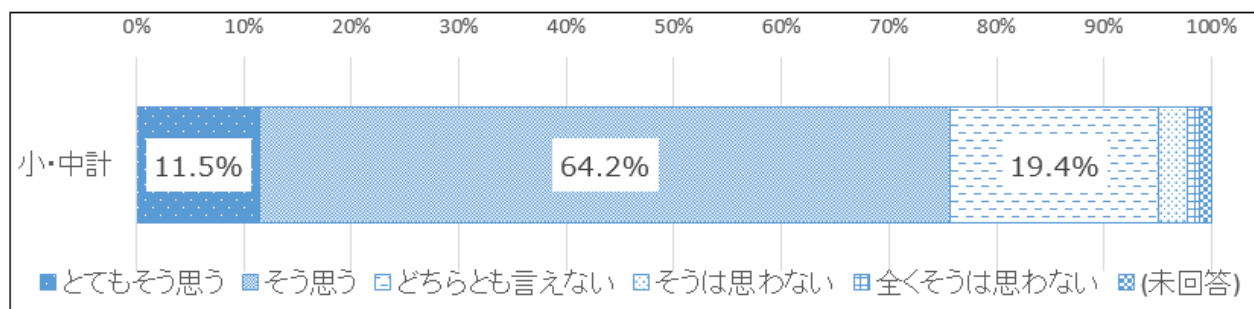
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	14.0%	56.5%	19.4%	6.9%	2.7%	0.5%

⑧全国学力・学習状況調査問題や問題データベースプリントなどの「自分の考えを記述する教材」を活用することは、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等の育成に効果的である。



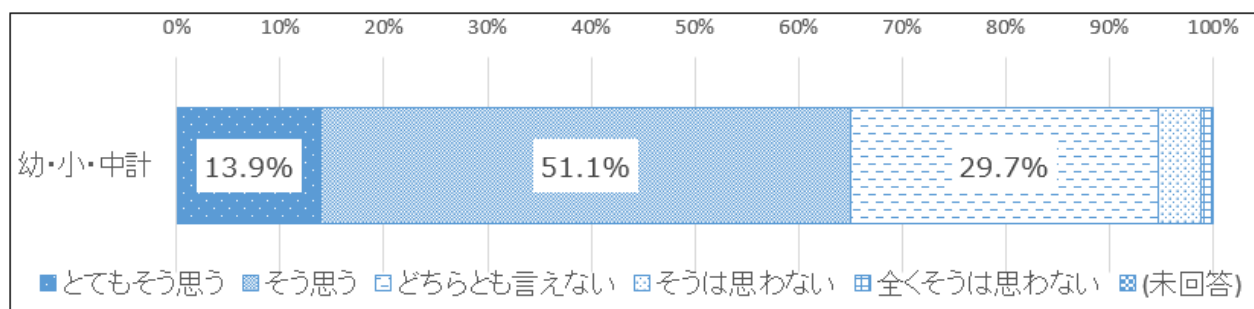
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	13.6%	60.7%	21.5%	2.8%	0.6%	0.8%

⑨墨田区学習状況調査で課題が見られた学習内容について作成された「指導のポイント」は、教員の学習指導力を向上するために効果的である。



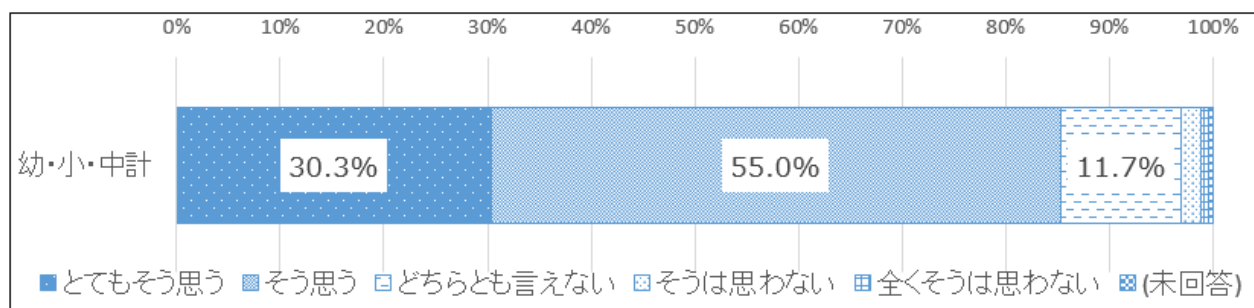
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	11.5%	64.2%	19.4%	2.7%	1.1%	1.1%

⑩新しい幼稚園教育要領や学習指導要領の趣旨を踏まえた具体的な指導方法や幼児・児童・生徒が間違いやすい学習内容などについて作成された「教育研究所ニュース」は、教員が教材研究を行う際に効果的である。



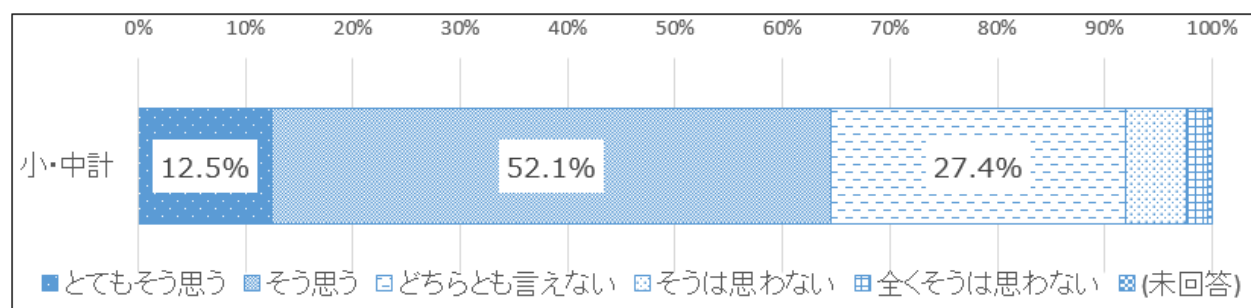
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	13.9%	51.1%	29.7%	4.1%	1.2%	0.0%

⑪調べる学習のために絵本の部屋や学校図書館を活用することは、幼児・児童・生徒が主体的に考え、判断し、表現する力を育むために効果的である。



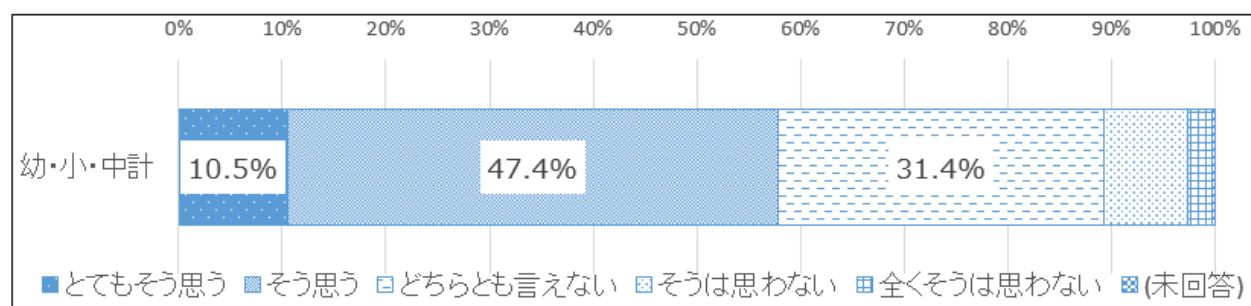
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	30.3%	55.0%	11.7%	1.8%	0.8%	0.5%

⑫アイチェックの結果を活用した「学習意欲測定尺度」により、児童・生徒の心理状態を把握することは、児童・生徒の学習意欲を向上させるために効果的である。



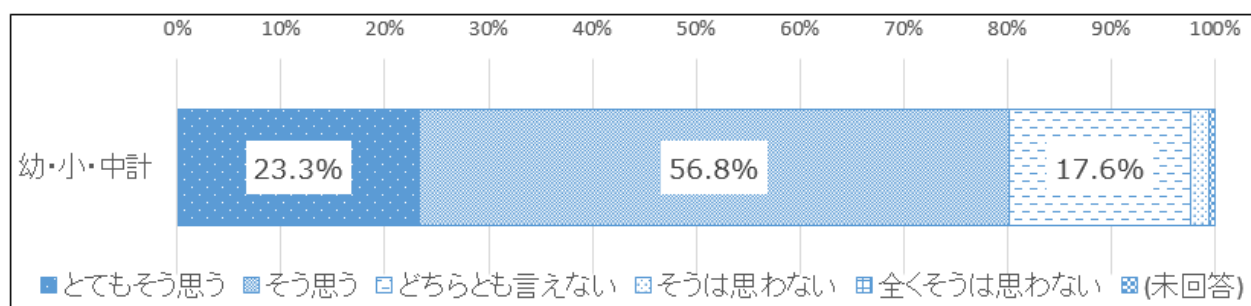
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	12.5%	52.1%	27.4%	5.7%	1.9%	0.5%

⑬中学校区ブロックごとに幼稚園・保育園、小学校、中学校が連携して、英語に関する活動をするなど学習指導に関する取組を推進することは、幼児・児童・生徒の学力の向上に効果的である。



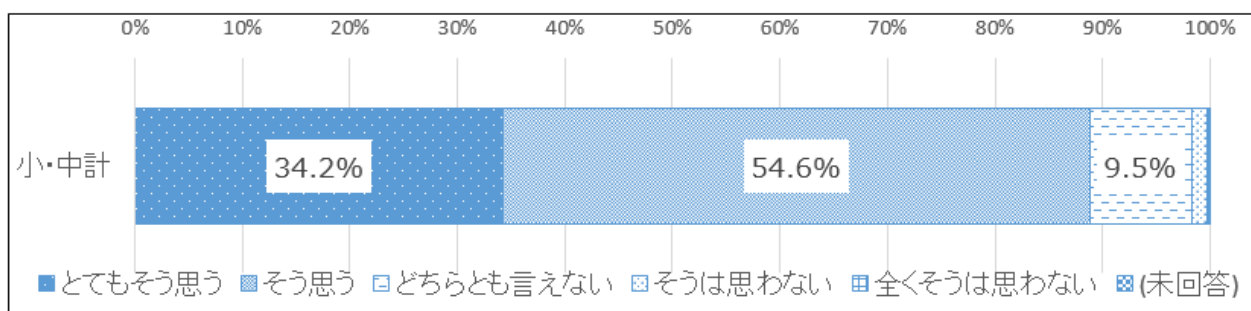
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	10.5%	47.4%	31.4%	8.2%	2.3%	0.3%

⑭地域企業・団体等が各学校で出前授業を実施する「学校支援ネットワーク事業」は、幼児・児童・生徒が学習した内容と日常生活・社会との関連を学ぶために効果的である。



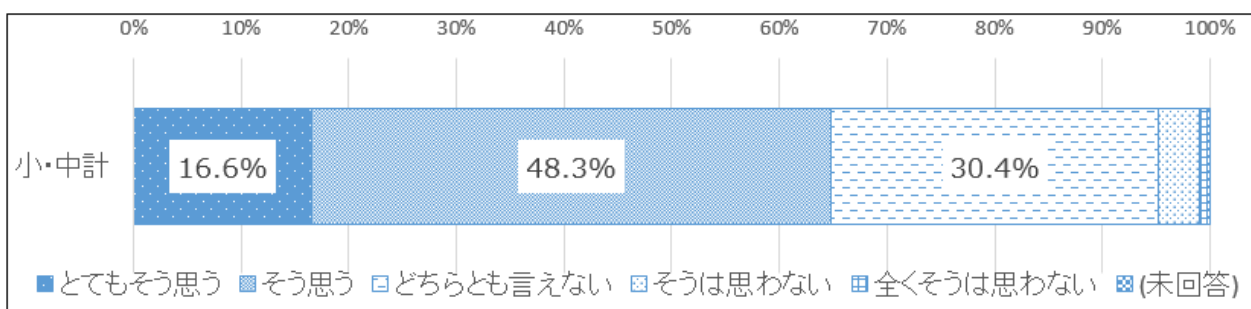
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	23.3%	56.8%	17.6%	1.7%	0.0%	0.6%

①「すみだスクールサポートティーチャー」を学校に派遣し、授業中や放課後学習の補助を行うことは、児童・生徒の学力の向上に効果的である。



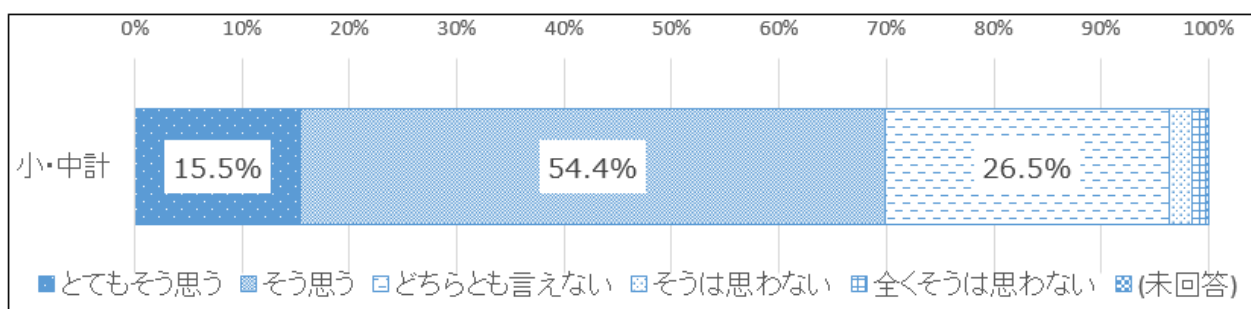
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	34.2%	54.6%	9.5%	1.4%	0.3%	0.0%

②保護者や地域住民の参画を得ながら放課後の児童の居場所を設ける「放課後子ども教室」の取組は、児童・生徒の学力の向上に効果的である。



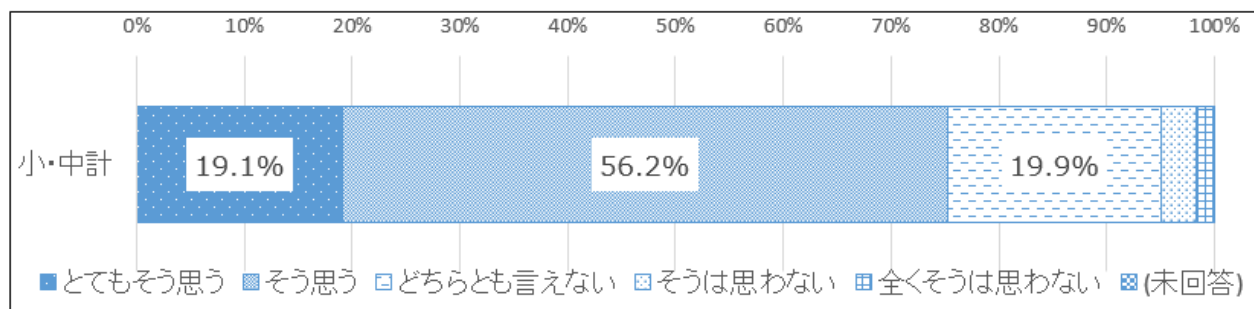
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	16.6%	48.3%	30.4%	3.8%	0.6%	0.3%

③放課後に補習教室を開催する「すみだチャレンジ教室」は、児童・生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の定着や学習意欲の喚起を図るために効果的である。



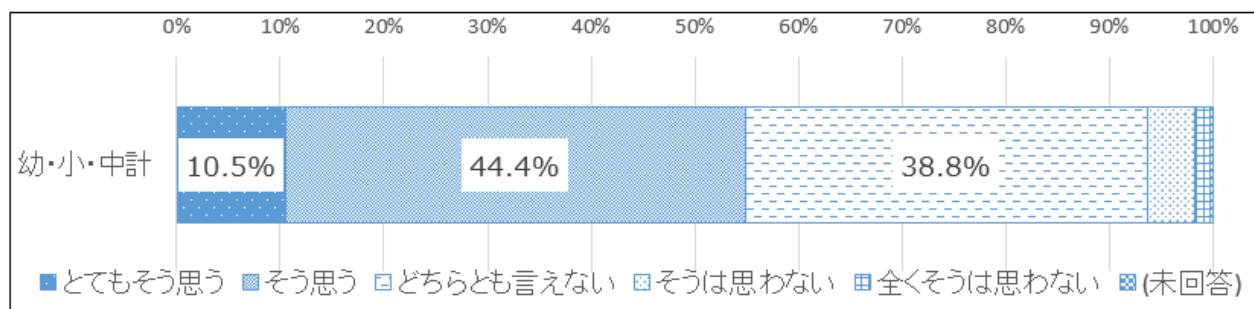
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	15.5%	54.4%	26.5%	2.1%	1.3%	0.3%

④ふりかえりシートなどを活用して授業で学習した内容を定着させる取組（復習）だけでなく、教科書を読むなどの次の授業の準備（予習）や自ら課題を見つけて行う学習（自習）に家庭学習で取り組ませることは、児童・生徒の家庭学習習慣の確立に効果的である。



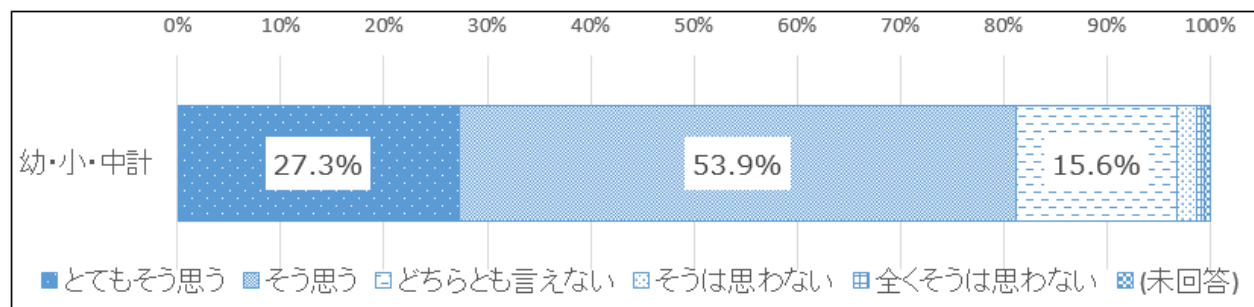
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	19.1%	56.2%	19.9%	3.2%	1.6%	0.2%

⑤学習習慣付けを目的とした「家庭教育支援講座」の実施や家庭教育に関するテーマで行われる講演会等を補助する「家庭教育学級補助金交付事業」、「子育て支援コラム」等を掲載した広報誌の発行は、保護者の意識啓発・醸成に効果的である。



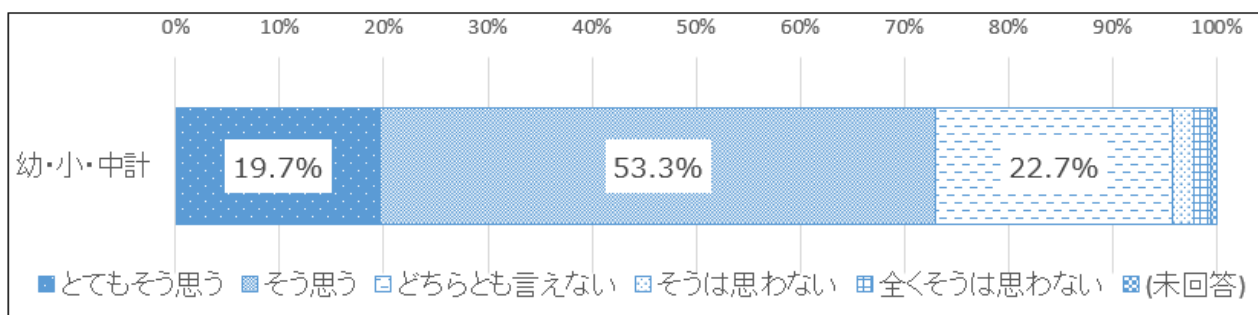
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	10.5%	44.4%	38.8%	4.5%	1.5%	0.3%

⑥学校図書館司書による「学校図書館の環境整備」、「調べる学習コンクール」への参加、「団体貸出」による支援は、幼児・児童・生徒の情報活用能力の育成に効果的である。



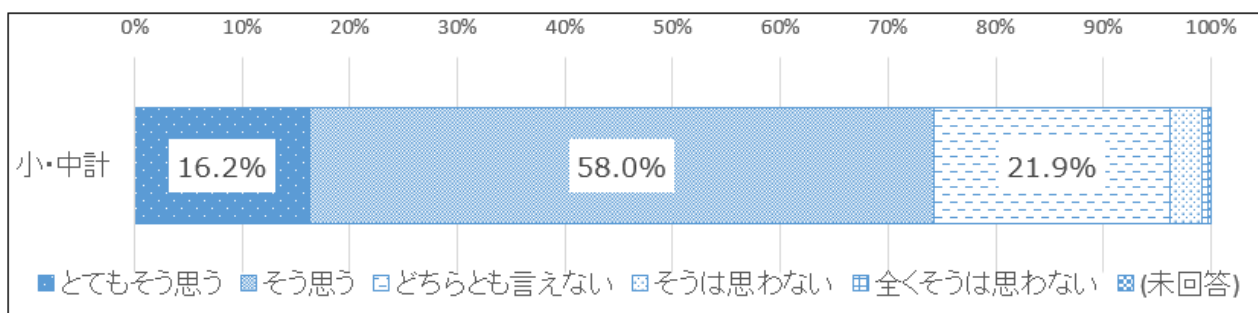
	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	27.3%	53.9%	15.6%	1.8%	0.8%	0.6%

⑦就学を控えた5歳児の保護者に「小学校すたーとブック」を配布したり、小学6年生に「中学校入学プレブック」を配布したりすることは、入学後、円滑に学習に取り組むために効果的である。



	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
幼・小・中計	19.7%	53.3%	22.7%	2.1%	1.5%	0.6%

⑧教育委員会が、保護者に対して、「学力向上が子どもたちの夢や希望の実現につながること」や「学習に取り組んでいることを認め励まし、学習意欲を向上させる働きかけが重要であること」など、学力向上に関する情報を提供することは、家庭の教育力を高めるために効果的である。



	とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	そうは思わない	全くそうは思わない	(未回答)
小・中計	16.2%	58.0%	21.9%	3.0%	0.5%	0.3%

墨田区学力向上新3か年計画（第3次） 策定検討会 委員名簿

	所属	職	名前
委員長	教育委員会事務局	次長	宮本 知幸
委員	墨田区立柳島幼稚園	学力向上推進 担当園長	藤村 雅彦
委員	墨田区立外手小学校	校長会代表校長	由良 隆
委員	墨田区立菊川小学校	校長会代表校長	柿沼 広美
委員	墨田区立柳島小学校	学力向上推進 担当校長	藤村 雅彦
委員	墨田区立錦糸中学校	校長会代表校長	和田 浩二
委員	墨田区立寺島中学校	学力向上推進 担当校長	田中 茂和
委員	教育委員会事務局 指導室	室長	加藤 康弘
委員	教育委員会事務局 指導室	統括指導主事	田畑 達也
委員	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	所長	宮本佳代子

アドバイザー	東京未来大学	学長	角山 剛
--------	--------	----	------

事務局	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	統括指導主事	保刈 栄紀
事務局	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	事務事業係長 (課長補佐)	宮崎 隆
事務局	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	主任	渡邊 陽樹
事務局	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	係員	安藤 実穂
事務局	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	教育指導員	保坂 登
事務局	教育委員会事務局 すみだ教育研究所	教育指導員	寺崎 康子

墨田区学力向上新3か年計画（第3次）
（令和5年度～令和7年度）
令和4年10月

発行
墨田区教育委員会
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
（03）5608-6621